

# 第152回宮城県都市計画審議会

と き 平成22年2月5日(金)  
午後1時30分  
と ころ 宮城県行政庁舎  
4階 特別会議室

平成21年度

## 第152回宮城県都市計画審議会議案書

### 次 第

- 1 開 会
- 2 報 告  
第151回宮城県都市計画審議会議案の処理について
- 3 議 案  
議案第2204号ほか21件
- 4 閉 会

平成22年2月  
宮城県都市計画審議会

# 目 次

## 1 報 告

第151回宮城県都市計画審議会議案の処理について	4
--------------------------	---

## 2 議 案

議案第2204号 迫都市計画区域、東和都市計画区域、登米都市計画区域、豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の変更について	5
議案第2205号 迫都市計画区域、東和都市計画区域、登米都市計画区域、豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	11
議案第2206号 迫都市計画、東和都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画道路の変更について	13
議案第2207号 迫都市計画土地地区画整理事業の変更について	19
議案第2208号 築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域の変更について	22
議案第2209号 築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	27
議案第2210号 築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画道路の変更について	29
議案第2211号 築館都市計画公園の変更について	34
議案第2212号 鶯沢都市計画区域の廃止について	37
議案第2213号 鶯沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	40
議案第2214号 鶯沢都市計画道路の変更について	42
議案第2215号 鶯沢都市計画公園の変更について	45

議案第2216号 築館都市計画、若柳都市計画、栗駒都市計画及び鶯沢都市計画下水道の変更について	48
議案第2217号 古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鹿島台都市計画区域、鳴子都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の変更について	51
議案第2218号 古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鹿島台都市計画区域、鳴子都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	54
議案第2219号 鳴子都市計画風致地区の変更について	56
議案第2220号 古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画道路の変更について	59
議案第2221号 古川都市計画公園の変更について	67
議案第2222号 古川都市計画、岩出山都市計画及び中新田都市計画緑地の変更について	70
議案第2223号 古川都市計画土地地区画整理事業の変更について	73
議案第2224号 古川都市計画、鹿島台都市計画及び小牛田都市計画下水道の変更について	76
議案第2225号 大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	79

第151回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2202号	栗原市 登米市	若柳都市計画，築館都市計画，栗駒都市計画及び鶯沢都市計画下水道の変更	平成21年9月18日 宮城県告示第858号
宮城県	第2203号	蔵王町	特殊建築物の敷地の位置について	平成21年9月15日 建築許可第H20・3号

迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市  
計画区域，豊里都市計画区域及び津山都市計画  
区域の変更について

根拠条文：都市計画法第5条第6項において準用する

同条第3項

都市計画案：別紙のとおり

迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市計画区域，  
豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の変更

(宮城県決定)

迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市計画区域，豊里都市計画区域  
及び津山都市計画区域を次のように変更する。

- 1 都市計画区域の名称  
登米都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
字名一覧表のとおり
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域  
字名一覧表のとおり

#### 4 変更の理由

登米圏域の都市計画区域は平成2年5月の迫都市計画区域の変更を最後にその後は大きな変更は無く，多くの都市計画区域が昭和40年代の変更を最後に見直しは行われていなかった。

一方，本圏域では市町村合併の進展に伴い，平成17年4月に登米市が誕生し，大規模な市町村合併が進展した。

この結果，一つの市内に複数の都市計画区域が存在したまま，農業振興地域の整備に関する法律など，土地利用の規制に関する関連法との調整を逐次行いながら，適正な土地利用の配置，規制・誘導を行い，必要な都市施設についても整備を行ってきたところである。

今回，市街地の広がりや住民の生活圏域などを考慮し，今後の都市活動に必要な土地や施設が，相当程度充足できる範囲を検討したところ，各都市計画区域が一体の都市として整備，開発及び保全する必要があると考えられるため，都市計画区域を統合し，一つの都市計画区域として指定するものである。

また，登米インターチェンジ（平成21年3月）の供用開始に伴い，高速交通の利便性を活用した都市的土地利用などの民間開発などが予想される区域についても一体の都市として整備，開発及び保全する必要があると考えられることから，都市計画区域として指定するものである。

字名一覧表

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

登米市

大字	小字	全部／一部
迫町森	花島, 金堀, 上野, 新金堀, 新西前, 新中江, 新田, 新柳待井, 西前, 西表, 赤沼, 中江, 東赤沼, 東表, 平柳前, 北沼田, 北赤沼, 木戸脇, 平柳, 柴前	全部
	越戸, 上柳待井, 新芝前, 新東表, 新道, 西表前, 西柳待井, 内ヶ袋, 表前, 木戸脇前, 柳待井	一部
迫町佐沼	巻ノ上, 七日市場, 大瀬, 西館北	全部
	館ヶ袋, 新大瀬	一部
迫町北方	宮崎, 宮崎前, 高見, 高見前, 三ツ目沢, 市島, 紫雲山, 紫雲山下, 紫雲山裏, 舟橋, 新市島, 深田, 深田前, 川戸沼, 川戸沼前, 鼠田前, 相ヶ沢, 相ヶ沢前, 太田河, 大洞, 大洞前, 中沢, 中沢前, 田ノ尻, 日向前, 日向前下	全部
	下北浦, 金ヶ森, 舟橋前, 新八の森前, 鼠田, 上北浦	一部
登米町寺池	鶴ヶ塚, 細谷, 亀ヶ下, 柵田	一部
登米町日野渡	外雑田原, 玉山, 軍場, 荒田待井, 銅谷, 内の目, 南田, 日野渡, 蛭沢, 布目, 薬師崎, 脇谷, 馳沢, 雑田原	全部 一部
登米町小島	上大谷地, 西岡谷地, 東岡谷地, 木戸崎	全部
	大谷地, 長橋, 弁慶山, 柵田, 七百刈, 北長橋下	一部
登米町日根牛	並柳, 一本杉, 峠	全部
	八反, 谷木前, 山田	一部
東和町米谷	牛房巻, 金谷, 表, 野地	全部
	山田, 六反	一部
中田町石森	越戸, 牡丹塚, 下沼田, 下谷地, 加賀野田中, 久保, 境堀, 高鼻, 菜園, 室木, 小人町, 上沼田, 新蟹甲, 新宮田, 新境堀, 新細谷, 新菜園, 新室木, 新田, 新畑中, 新堀, 新野元, 西細谷, 西赤沼, 西川原毛, 西田, 前田, 霜降館, 霜田, 茶畑, 中川原毛, 町, 東細谷, 入道坂, 鳴神堂, 油田, 眞内	全部
	新塚崎, 沼ノ葉, 水神木, 蟹甲, 熊野堂, 新蓬田, 新川前, 川前, 若林, 新霜田, 新寺浦, 新新田	一部

大字	小字	全部／一部
中田町宝江黒沼	蓬原, 浦, 桶下, 下道, 館野, 亀ヶ岡, 荒神堂, 十文字, 新蓬原, 新桶下, 新館野, 新亀ヶ岡, 新荒神堂, 新西野, 新大口前, 新鶴ヶ塚, 新東沖, 新東前, 新畑中, 新兵庫, 新兵庫前, 諏訪沼, 西野, 西野前, 大海崎, 大海崎前, 大口, 町, 鶴ヶ塚, 鶴ヶ塚前, 東, 東前, 南蓬原, 南桶下, 畑中, 兵庫, 北桶下, 葉ノ木立	全部
中田町宝江新井田	姥沼, 沖田, 下道, 加賀野境, 外ノ目, 館, 元吸方江, 五郎兵衛待井, 後谷地, 後田, 荒谷, 紺谷, 佐渡待井, 佐野前, 佐野裏, 細谷, 細谷前, 雑喉待井, 柴垣, 柴垣前, 柴垣裏, 芝尻, 沼崎, 上待井, 新姥沼, 新沖橋, 新館, 新佐野, 新細谷, 新森六前, 新南新田, 新堀端, 新要害, 新六前, 新六裏, 森六裏, 神畑, 西荒谷, 大江洲, 大待井, 地極田, 中斉, 東荒谷, 南荒谷, 南新田, 南神畑, 並柳, 並柳前, 並柳裏, 並柳洲, 堀端, 弥平構, 要害	全部
	下道前, 三号区, 芝尻前, 新沼崎, 新六下, 森六下, 二号区	一部
中田町宝江森	新田, 森六前, 六丁目	全部
中田町上沼	愛宕浦, 姥沼, 下谷地, 館, 館浦, 境後, 境前, 金谷, 脇曲, 上向田, 新沖田, 新大柳浦, 新沢田, 新谷地前, 新田, 新田浦, 新竈壇, 西桜場, 大柳, 大柳浦, 沢田, 谷地前, 中才裏, 東姥沼, 東金谷, 南桜場, 南要害浦, 北桜場, 堀米, 弥勒寺山, 弥勒寺大下, 要害, 要害浦, 竈壇	全部
	下川前, 御藏, 小塚渡, 新寺山下, 新小塚渡, 川前, 鳥喰田, 八幡浦, 北要害浦, 弥勒寺沖田	一部
中田町浅水	浦向, 下川面, 灰塚, 巻, 駒形, 窪田, 元待井, 五号, 江ノ尻, 荒神堂, 小島, 上川面, 新一号, 新岡田, 新巻川前, 新九号, 新駒形, 新五号, 新三号, 新四号, 新七号, 新十一号, 新十号, 新十三号, 新十二号, 新沼尻, 新西寺田, 新西川面, 新川前, 新待井下, 新大明神, 新田, 新東寺田, 新東川面, 新筒田, 新二橋, 新二号, 新八号, 新六号, 水越玉山, 西新田, 西水越, 西川面, 川面, 浅部玉山, 大明神前, 大木前, 池袋, 中川面, 鳥喰, 田向, 田向沖, 土手下, 東寺田, 東新田, 東水越, 東川面, 筒場前, 南田, 二号, 八号, 嶺形, 六号	全部

大字	小字	全部/ 一部
南方町	河面, 丸内, 鴻ノ木, 寺袋, 小山, 照井, 新丸ノ内, 新寺袋, 新鶴江, 新島前, 新二ツ橋, 瀬ノ淵, 大浦戸, 鶴江, 天沼, 内ノ目, 二ツ橋, 薬師島屋敷	全部
	王塚, 上ヶ戸, 新作田, 新待井, 新中山, 新板倉後, 大網, 峯, 峯前, 雷	一部
豊里町	後沢田	全部
	笑沢, 大沢, 平林, 上沼田, 中沼田, 久寿田	一部

2 都市計画区域から除外される土地の区域

登米市

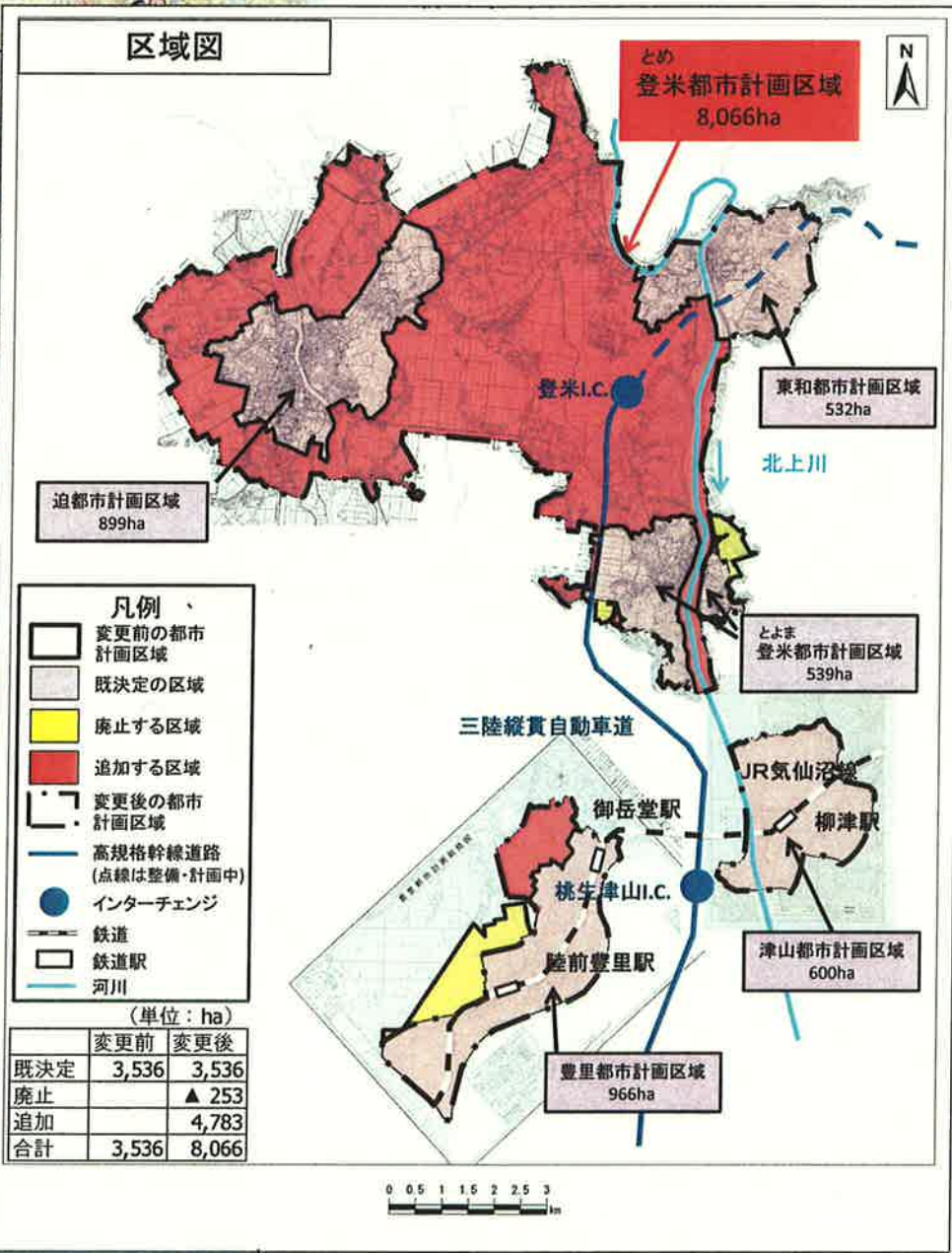
大字	小字	全部/ 一部
登米町小島	長橋, 高梨	一部
登米町日野渡	雑田原	一部
登米町日根牛	北沢山	全部
	阿羅田, 小川向	一部
豊里町	下沼田, 寿崎前, 昭和, 新江合, 新切津, 町浦, 二番江, 北待井下, 葭立, 下屋浦	一部

位置図



凡		例	
	都市計画区域を変更する区域		都市計画区域を変更する区域
	都市計画区域		都市計画区域
	廃止する区域		廃止する区域
	追加する区域		追加する区域
	変更後の都市計画区域		変更後の都市計画区域
	高規格幹線道路 (点線は整備・計画中)		高規格幹線道路 (点線は整備・計画中)
	インターチェンジ		インターチェンジ
	鉄道		鉄道
	鉄道駅		鉄道駅
	河川		河川

区域図



凡例

- 変更前の都市計画区域
- 既決定の区域
- 廃止する区域
- 追加する区域
- 変更後の都市計画区域
- 高規格幹線道路 (点線は整備・計画中)
- インターチェンジ
- 鉄道
- 鉄道駅
- 河川

(単位: ha)

	変更前	変更後
既決定	3,536	3,536
廃止		▲ 253
追加		4,783
合計	3,536	8,066

迫都市計画区域、東和都市計画区域、登米都市計画区域、豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の変更 (登米市)

「この地図は、国土院の提供したデータに基づき、関係機関の二十万分の一縮尺の地図を基に作成したものである。 (平成27年11月)」

迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市計画区域，  
豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の整備，開発及び  
保全の方針の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市計画区域，  
豊里都市計画区域及び津山都市計画区域  
の整備，開発及び保全の方針の変更  
(宮城県決定)

迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市計画区域，豊里都市計画区域  
及び津山都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 登米都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

別添のとおり

2 変更の理由

都市計画区域の見直しに伴い，新たな都市計画区域を対象として，「都市計画  
区域の整備，開発及び保全の方針」（以下「都市計画基本方針」という。）を見  
直すものである。

また，広域的観点から旧町の各都市機能の役割分担と連携を行って，合理的  
に都市計画を進め，合併新市における総合計画，国土利用計画等基本構想の内  
容を踏まえると共に，「宮城の将来ビジョン」（宮城県：平成19年3月策定）  
に掲げる「富県宮城」あるいは「コンパクトなまちづくり」の実現を視野に入  
れて，人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な都市を形成するために都  
市計画基本方針を見直すものである。



迫都市計画，東和都市計画，豊里都市計画及び

津山都市計画道路の変更（宮城県決定）

迫都市計画，東和都市計画，豊里都市計画及び  
津山都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

迫都市計画，東和都市計画，豊里都市計画及び津山都市計画道路の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
迫都市計画道路3・4・1号北方中田線	登米都市計画道路3・4・1号北方中田線
迫都市計画道路3・4・2号西館大綱線	登米都市計画道路3・4・2号西館大綱線
迫都市計画道路3・5・4号石ノ森佐沼線	登米都市計画道路3・5・7号石森佐沼線
迫都市計画道路3・5・5号中江塚崎線	登米都市計画道路3・5・8号中江塚崎線
迫都市計画道路3・5・6号中江末広線	登米都市計画道路3・5・9号中江末広線
迫都市計画道路3・5・7号中江飯島線	登米都市計画道路3・5・10号中江飯島線
迫都市計画道路3・6・8号錦平柳線	登米都市計画道路3・6・20号錦平柳線
東和都市計画道路3・5・1号米谷大橋線	登米都市計画道路3・5・14号米谷大橋線
東和都市計画道路3・5・2号米谷中央線	登米都市計画道路3・5・15号米谷中央線
豊里都市計画道路3・5・2号新大橋線	登米都市計画道路3・5・16号新大橋線
豊里都市計画道路3・4・4号新田加ヶ巻線	登米都市計画道路3・4・5号新田加ヶ巻線
津山都市計画道路3・5・1号柳津大通線	登米都市計画道路3・5・18号柳津大通線
津山都市計画道路3・5・2号柳津宮町線	登米都市計画道路3・5・19号柳津宮町線

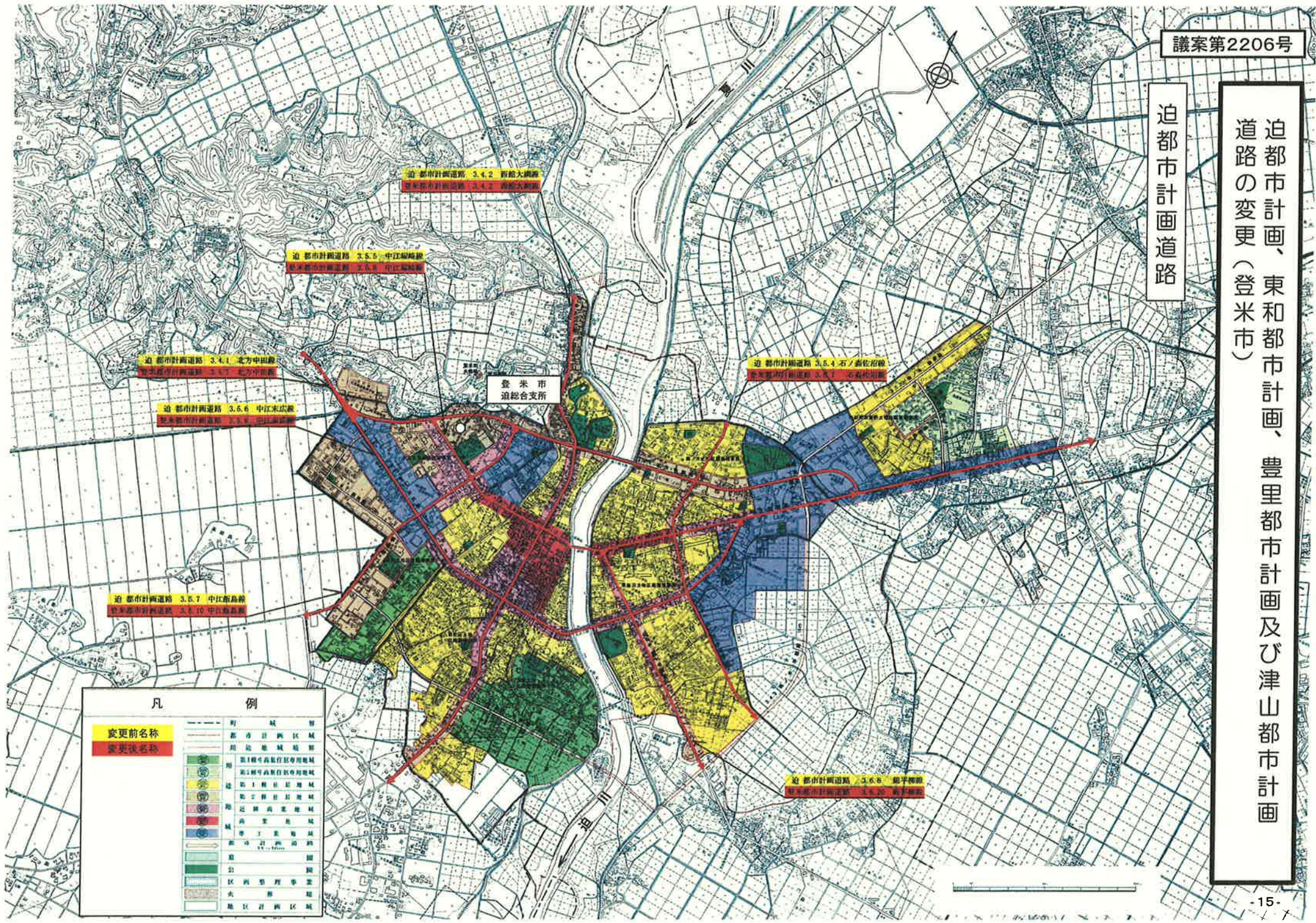
「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画区域の再編に伴い，迫都市計画区域，東和都市計画区域，豊里都市計画区域及び津山都市計画区域を登米都市計画区域に変更するため，都市計画道路の名称変更を行うもの。

迫都市計画道路

迫都市計画、東和都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画  
道路の変更（登米市）



凡 例	
変更前名称	市 街 区
変更後名称	都市計画区域
	用途地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	商業地域
	準工業地域
	公園
	公園整理事業
	水 道 区
	地区計画区域

迫都市計画、東和都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画  
道路の変更（登米市）

東和都市計画道路



東和都市計画道路 3.5.2 米谷中央線  
登米都市計画道路 3.5.15 米谷中央線

東和都市計画道路 3.5.1 米谷大橋線  
登米都市計画道路 3.5.14 米谷大橋線

北上川

三陸縦貫自動車道

凡	例
変更前名称	都市計画道路
変更後名称	都市公園
	都市計画区域

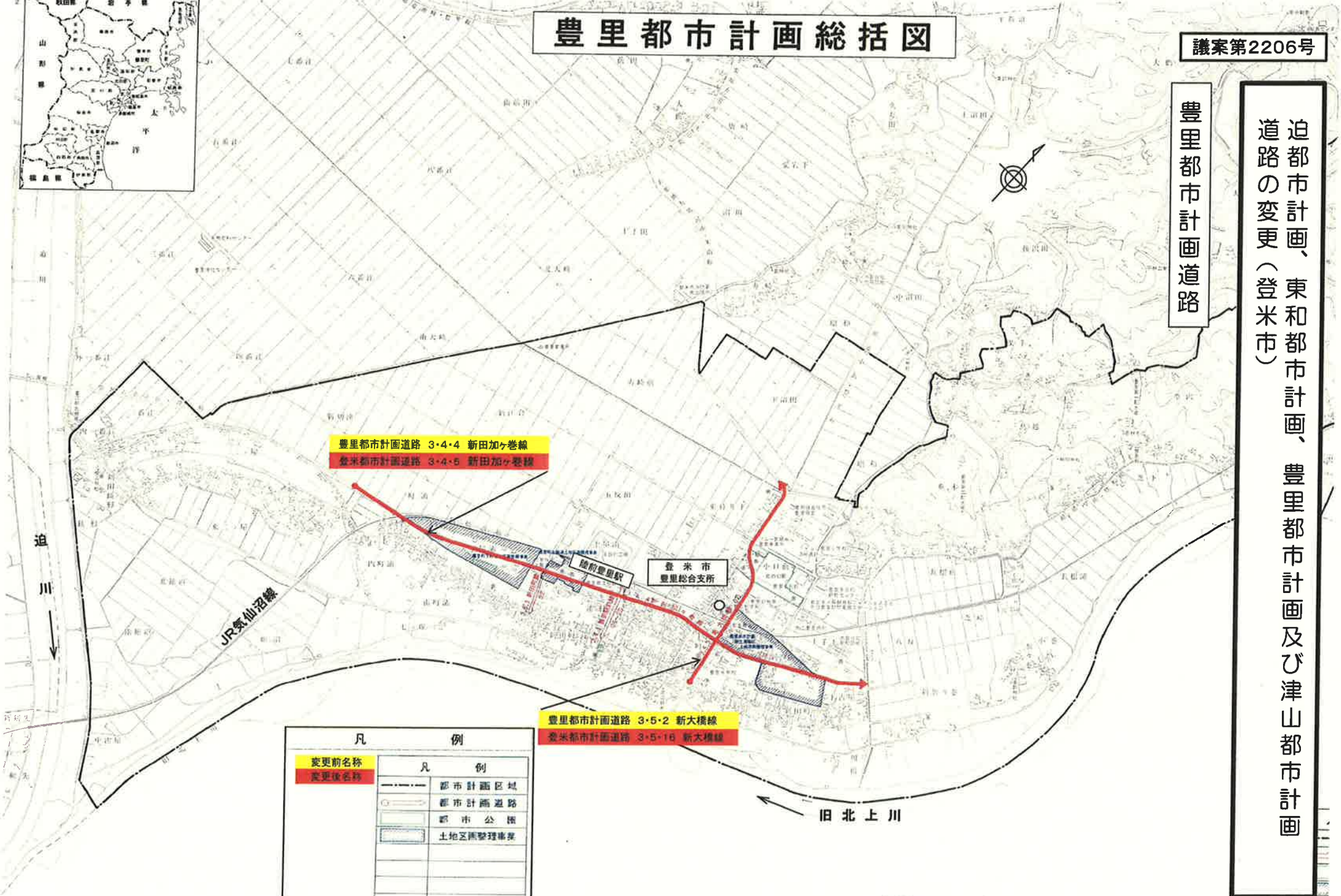


# 豊里都市計画総括図

議案第2206号

豊里都市計画道路

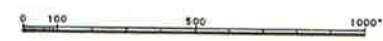
迫都市計画、東和都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画  
道路の変更(登米市)



豊里都市計画道路 3・4・4 新田加々巻線  
登米都市計画道路 3・4・6 新田加々巻線

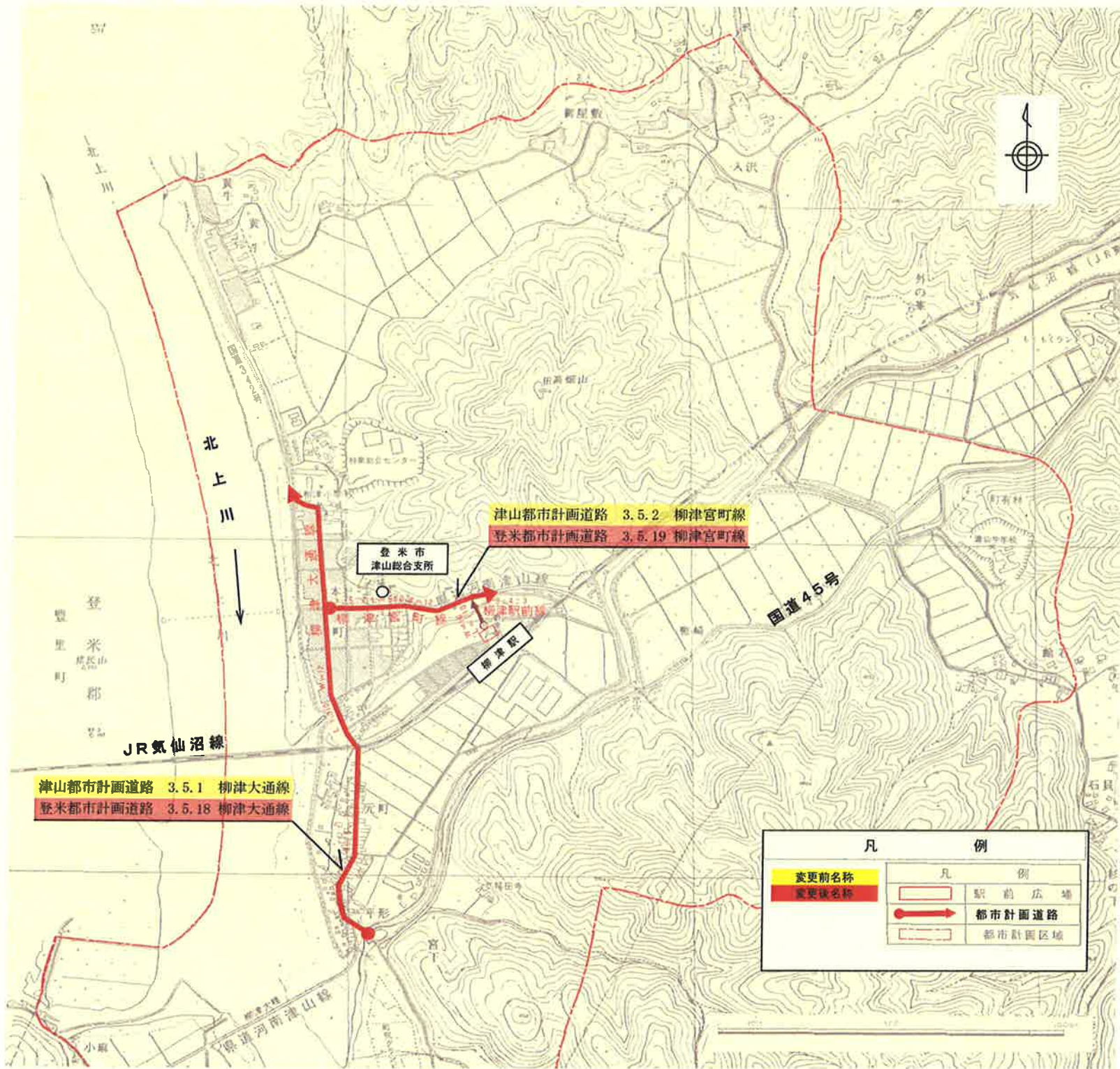
豊里都市計画道路 3・5・2 新大橋線  
登米都市計画道路 3・5・16 新大橋線

凡 例	
変更前名称	凡 例
変更後名称	都市計画区域
	都市計画道路
	都市公園
	土地区域整理事業



津山都市計画道路

迫都市計画、東和都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画  
道路の変更（登米市）



迫都市計画土地地区画整理事業の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する  
同法第18条第1項

都市計画法案：別紙のとおり

迫都市計画の中江土地地区画整理事業を登米都市計画の中江土地地区画整理事業に名称を改め、都市計画道路中3・5・5中江塚崎線ほか1路線の名称を次のように変更する。

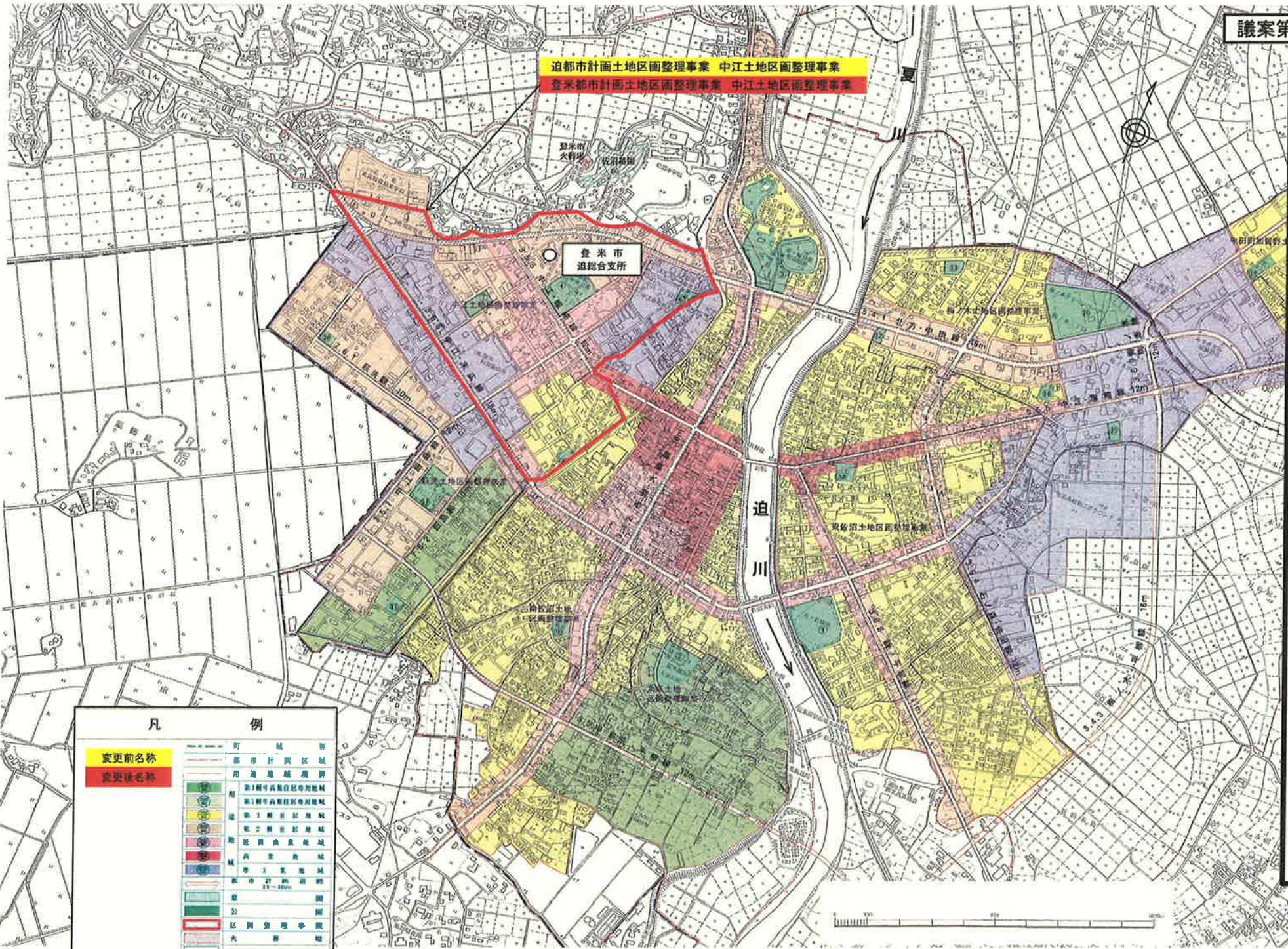
名 称	中江土地地区画整理事業			
面 積	約51.3ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。 <b>備 考（名称の変更）</b> (変更前) <u>3・5・5</u> 中江塚崎線 <u>3・5・7</u> 中江飯島線
		幹線街路	<u>3・5・8</u> 中江塚崎線	
			<u>3・5・10</u> 中江飯島線	
			3・4・1 北方中田線	
区画街路間の距離は概ね100m~50mとし、効率的な土地利用を図られるよう地形等を勘案の上配置する。区画街路の幅員は9m~6mとする。				
配 置	公園及び緑地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		公園は中央部に近隣公園を配するとともに児童公園3ヶ所設ける。施行地区面積に対する公園面積の割合は約5%である。		
	その他の公共施設	当地区内の国営用水路を改修整備する。		
宅地の整備		街区は、概ね100m×50mとし、近隣商業、住居及び準工業地域としての整備を図る。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の再編に伴い、迫都市計画区域を登米都市計画区域に変更するため、土地地区画整理事業及び都市計画道路の名称変更を行うもの。

迫都市計画土地地区面整理事業 中江土地地区面整理事業  
 登米都市計画土地地区面整理事業 中江土地地区面整理事業



登米市  
 迫総合支所

迫都市計画土地地区面整理事業の変更(登米市)

凡 例	
変更前名称	町 域 界
変更後名称	都市計画区域界
	用途地域境界
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第3種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	区画商業地域
	商業地域
	準工業地域
	都市計画道路
	11-30m
	道 路
	公 道
	区画整理事業
	火 葬 場
	地区計画区域

築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び  
栗駒都市計画区域の変更について

根拠条文：都市計画法第5条第6項において準用する

同条第3項

都市計画法案：別紙のとおり

築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び

栗駒都市計画区域の変更

(宮城県決定)

築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域を次のように変更する。

- 1 都市計画区域の名称  
栗原都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
字名一覧表のとおり
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域  
字名一覧表のとおり

4 変更の理由

栗原圏域の都市計画区域は平成5年6月の築館都市計画区域の変更を最後にその後は大きな変更は無く、多くの都市計画区域が昭和50年代の変更を最後に都市計画区域の見直しは行われていなかった。

一方、当該地域では市町村合併の進展に伴い、平成17年4月に栗原市が誕生し、市町村合併が進展した。

この結果、一つの市内に複数の都市計画区域が存在したまま、農業振興地域の整備に関する法律など、土地利用の規制に関する関連法との調整を逐次行いながら、適正な土地利用の配置、規制・誘導を行い、必要な都市施設についても整備を行ってきたところである。

今回、市街地の広がりや住民の生活圏域などを考慮し、今後の都市活動に必要な土地や施設が、相当程度充足できる範囲を検討したところ、各都市計画区域が一体の都市として整備、開発及び保全する必要があると考えられるため、都市計画区域を統合し、1つの都市計画区域として指定するものである。

また、築館地域と金成地域を結ぶ国道4号や築館地域と若柳地域を結ぶ国道398号の沿道周辺についても高い交通利便性を活用した民間開発が想定される区域や公的施設が整備され、既に都市的土地利用がなされている区域についても一体の都市として整備、開発及び保全する必要があると考えられることから、都市計画区域として指定するものである。



字名一覧表

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
栗原市

大字	小字	全部／一部
金成姉齒	根岸, 根際前, 嶺前, 角屋敷前, 清水前, 不動前, 清作前, 巻ノ上, 仲沖, 田子谷前, 水押, 松浦, 中沢前, 谷地, 谷地尻, 松ノ木向, 錦田, 祝田, 柴田, 姫崎, 姉妹田, 都田	全部
	滝ノ沢, 小沢田, 銭神沢, 道才沢	一部
金成梨崎	待井, 佐野, 南沢, 仲道	全部
金成沢辺	内畑, 新字南	一部
金成小迫	要	一部
金成金生, 金成祝		一部
志波姫沼崎	吹付, 沖, 上水押	全部
志波姫刈敷	三丁目, 袋, 上袋, 蔵場, 覚性, 東原, 上刈敷, 御蔵西, 御蔵東, 我田北, 下刈敷, 花輪, 治郎, 田中, 本屋敷, 三軒地, 川北袋	全部
志波姫伊豆野	徳富, 前谷地, 大西前, 城内前, 城内, 袋, 新山前, 蓮沼前, 沼の上, 芝の脇前, 芝の脇東, 馬場, 洞頭, 南町尻, 北町尻, 下町浦, 中町浦, 上町浦, 町北側, 町南側, 南浦, 加藤前, 大江北側, 大江南側	全部
	颯壁, 柴の脇南	一部
志波姫北郷	荒町, 小糠塚, 糠塚, 糠塚前, 杉屋敷前, 我田南, 我田西	全部
志波姫八樟里, 志波姫下沖, 志波姫城内北, 志波姫城内南, 志波姫北伊豆野, 志波姫新糠塚, 志波姫刈敷新治郎, 志波姫新刈敷, 志波姫蔵場南, 志波姫要害東, 志波姫新徳富, 志波姫新大江北, 志波姫新馬場		全部
志波姫中沖, 志波姫下里, 志波姫南伊豆野, 志波姫芝の脇南, 志波姫荒町北, 志波姫荒町南, 志波姫館浦		一部
築館城生野	古苗代, 若宮, 下北袋, 城下, 白山浦, 志田海	全部
	地蔵堂, 大堀, 北田沖	一部

大字	小字	全部／一部
築館富	梨木平, 大袋, 天神前, 大袋道	全部
	荒瀬沖, 境, 下熊川	一部
築館照越二号		一部
築館下野宮	八ツ又沢	一部
築館八沢	忽滑沢	一部
築館川南	川原, 川原前, 戸ノ西	一部
若柳武鎗	上午房, 下午房	全部
若柳上畑岡	横峰	一部
栗駒猿飛来	北上野, 鑑ヶ淵, 上野原東	一部
栗駒里谷	峰, 峰前	全部
	霞ヶ沢西方, 峰沖	一部
栗駒鳥沢	山王下	一部
栗駒中野	鑑ヶ淵	全部
	上野, 上野原北, 上野原南, 田町東	一部

登米市

大字	小字	全部／一部
石越町石越	西, 南	一部

2 都市計画区域から除外される土地の区域  
栗原市

大字	小字	全部／一部
金成沢辺	川崎, 荒坊, 新荒坊	一部
志波姫南郷	蓬田, 堅沢	一部
志波姫上戸南		一部
築館築館	八沢南沢	一部
若柳若柳	川南川原, 川南川原前	一部
栗駒中野	菖蒲沢	一部

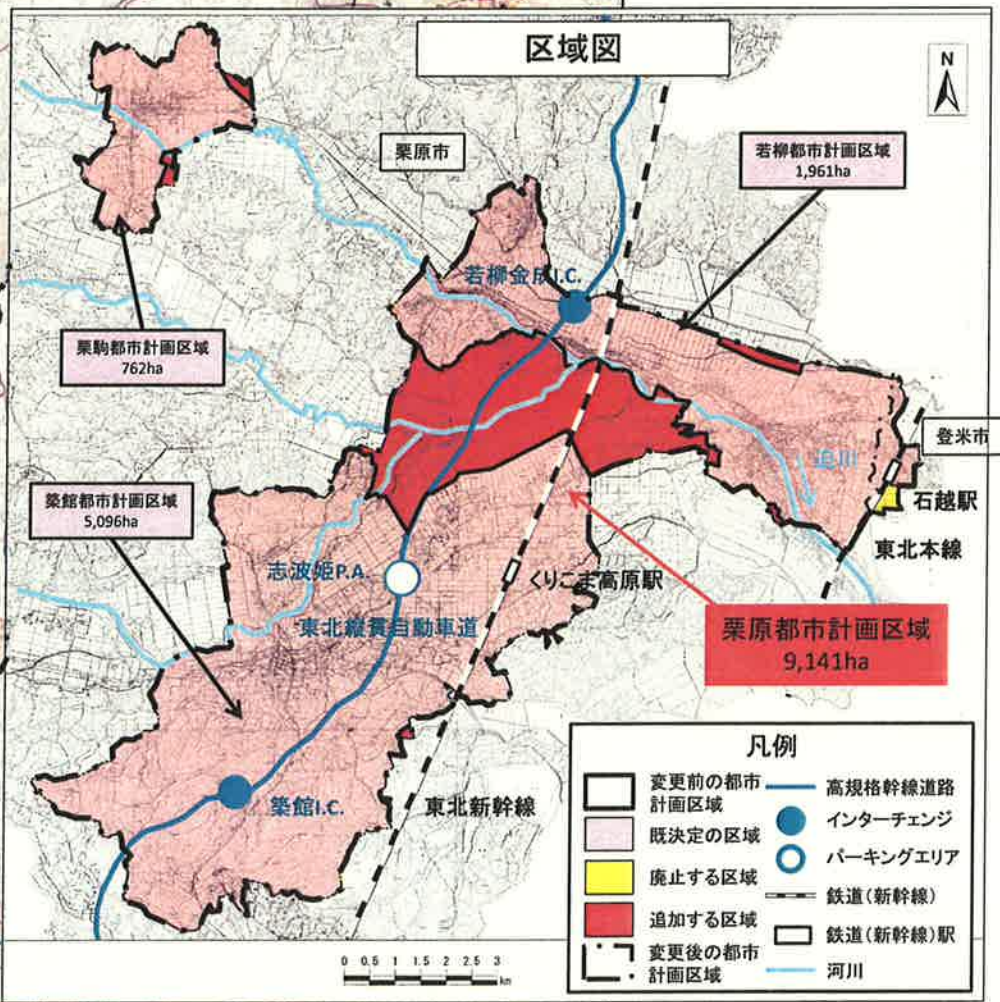
登米市

大字	小字	全部／一部
石越町南郷	仲江, 峯, 館前, 神明崎, 新神明崎	一部

位置図



区域図



築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域の変更（栗原市、登米市）

凡例

市町村界	都市計画区域	用途地域の定められている区域	左記以外の区域	主な県立都市公園	広域公園	国立及び国定公園	県立自然公園	一般国道	高規格幹線道路(供用済)	高規格幹線道路(供用未済)	一般有料道路	高規格幹線道路(計画中又は整備中)	一般有料道路(計画中又は整備中)	インターチェンジ又はジャンクション	郡界	市界	都市計画区域を変更する区域

(単位: ha)

	変更前	変更後
既決定	7,819	7,819
廃止		▲ 28
追加		1,350
合計	7,819	9,141

【この地図は、国土交通省の委託を受けて、国土院の二十七年分の一覧図を基に作成したものである。】(注記事項) 資料 国土院

築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び  
栗駒都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
(宮城県決定)

築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

別添のとおり

2 変更の理由

都市計画区域の見直しに伴い、新たな都市計画区域を対象として、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画基本方針」という。)を見直すものである。

また、広域的観点から旧町の各都市機能の役割分担と連携を行って、合理的に都市計画を進め、合併新市における総合計画、国土利用計画等基本構想の内容を踏まえると共に、「宮城の将来ビジョン」(宮城県：平成19年3月策定)に掲げる「富県宮城」あるいは「コンパクトなまちづくり」の実現を視野に入れて、人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な都市を形成するために都市計画基本方針を見直すものである。

築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画道路の変更

(宮城県決定)

築館都市計画、若柳都市計画及び  
栗駒都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画法案：別紙のとおり

築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画道路の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
築館都市計画道路3・3・1号国道幹線	栗原都市計画道路3・3・1号国道幹線
築館都市計画道路3・4・3号源光町田線	栗原都市計画道路3・4・2号源光町田線
若柳都市計画道路3・4・4号石越駅四ツ谷線	栗原都市計画道路3・4・7号石越駅四ツ谷線
若柳都市計画道路3・4・1号新山十文字線	栗原都市計画道路3・4・8号新山十文字線
若柳都市計画道路3・4・3号川北川南線	栗原都市計画道路3・4・9号川北川南線
栗駒都市計画道路3・4・5号末町三島線	栗原都市計画道路3・4・12号末町三島線
築館都市計画道路3・5・1号中央線	栗原都市計画道路3・5・13号中央線
築館都市計画道路3・5・2号一迫北線	栗原都市計画道路3・5・14号一迫北線
若柳都市計画道路3・5・2号金成石越線	栗原都市計画道路3・5・17号金成石越線
若柳都市計画道路3・5・7号新山下町線	栗原都市計画道路3・5・18号新山下町線
栗駒都市計画道路3・5・2号末町上小路線	栗原都市計画道路3・5・19号末町上小路線
栗駒都市計画道路3・6・1号茂庭町田町線	栗原都市計画道路3・6・21号茂庭町田町線

「区域は計画図表示のとおり」

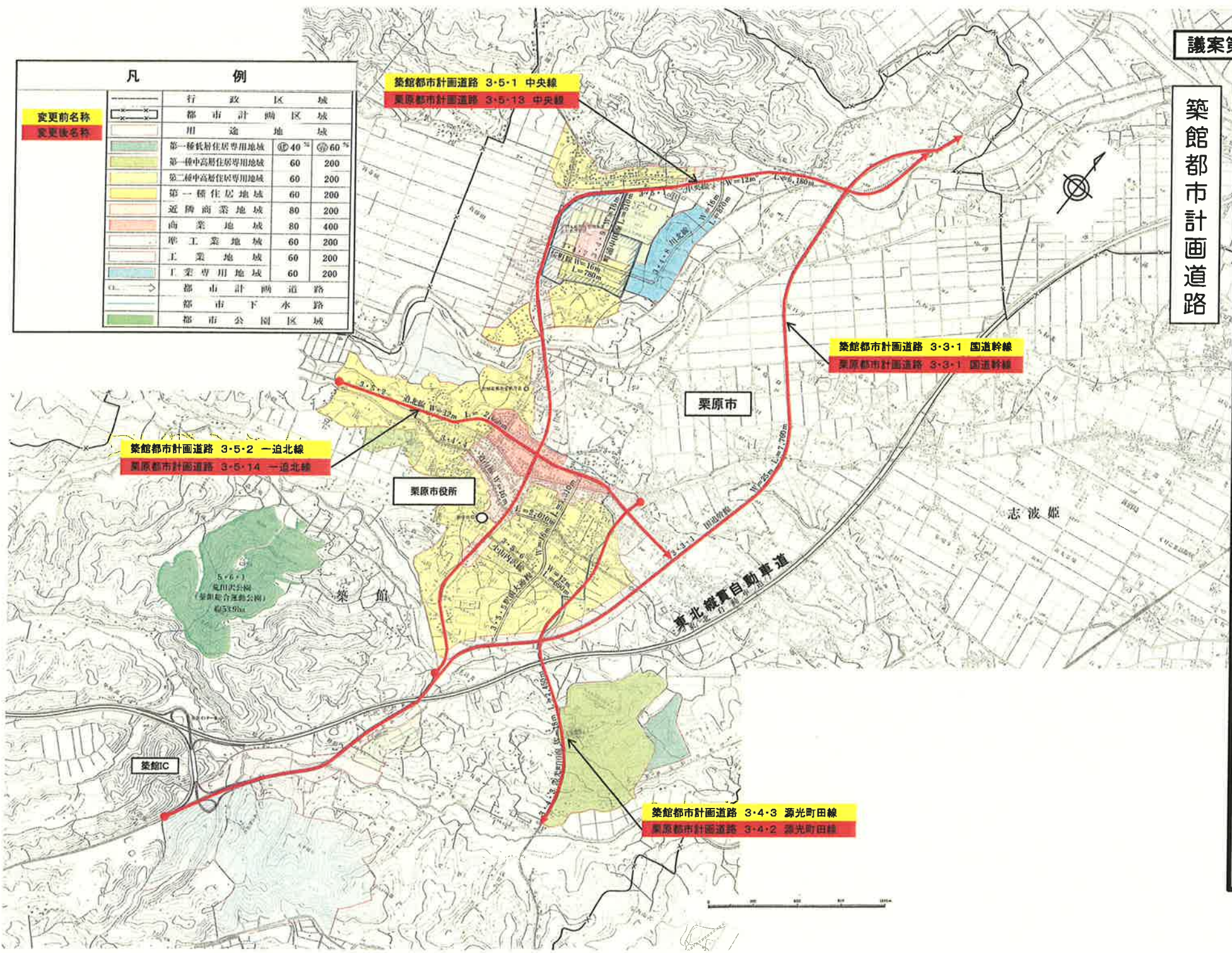
理由

都市計画区域の再編に伴い、築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域を栗原都市計画区域に変更するため、都市計画道路の名称変更を行うもの。

築館都市計画道路

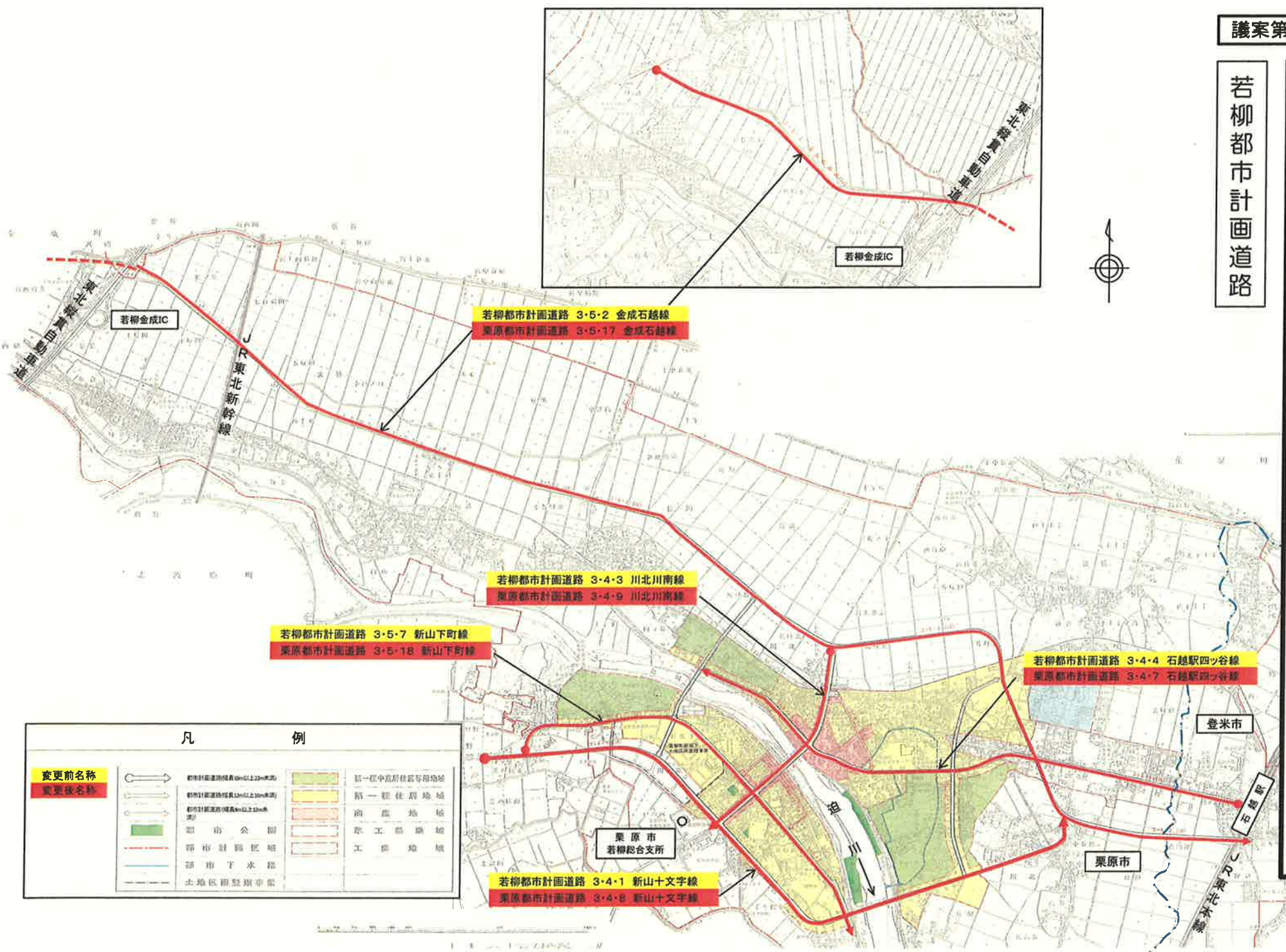
築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画道路の変更  
(栗原市、登米市)

凡 例		行政区域	
変更前名称		都市計画区域	
変更後名称		用途地域	
		第一種低層住居専用地域 ④40% ⑤60%	
		第一種中高層住居専用地域 60 200	
		第二種中高層住居専用地域 60 200	
		第一種住居地域 60 200	
		近隣商業地域 80 200	
		商業地域 80 400	
		準工業地域 60 200	
		工業地域 60 200	
		工業専用地域 60 200	
		都市計画道路	
		都市下水道	
		都市公園区域	



若柳都市計画道路

築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画道路の変更  
(栗原市、登米市)

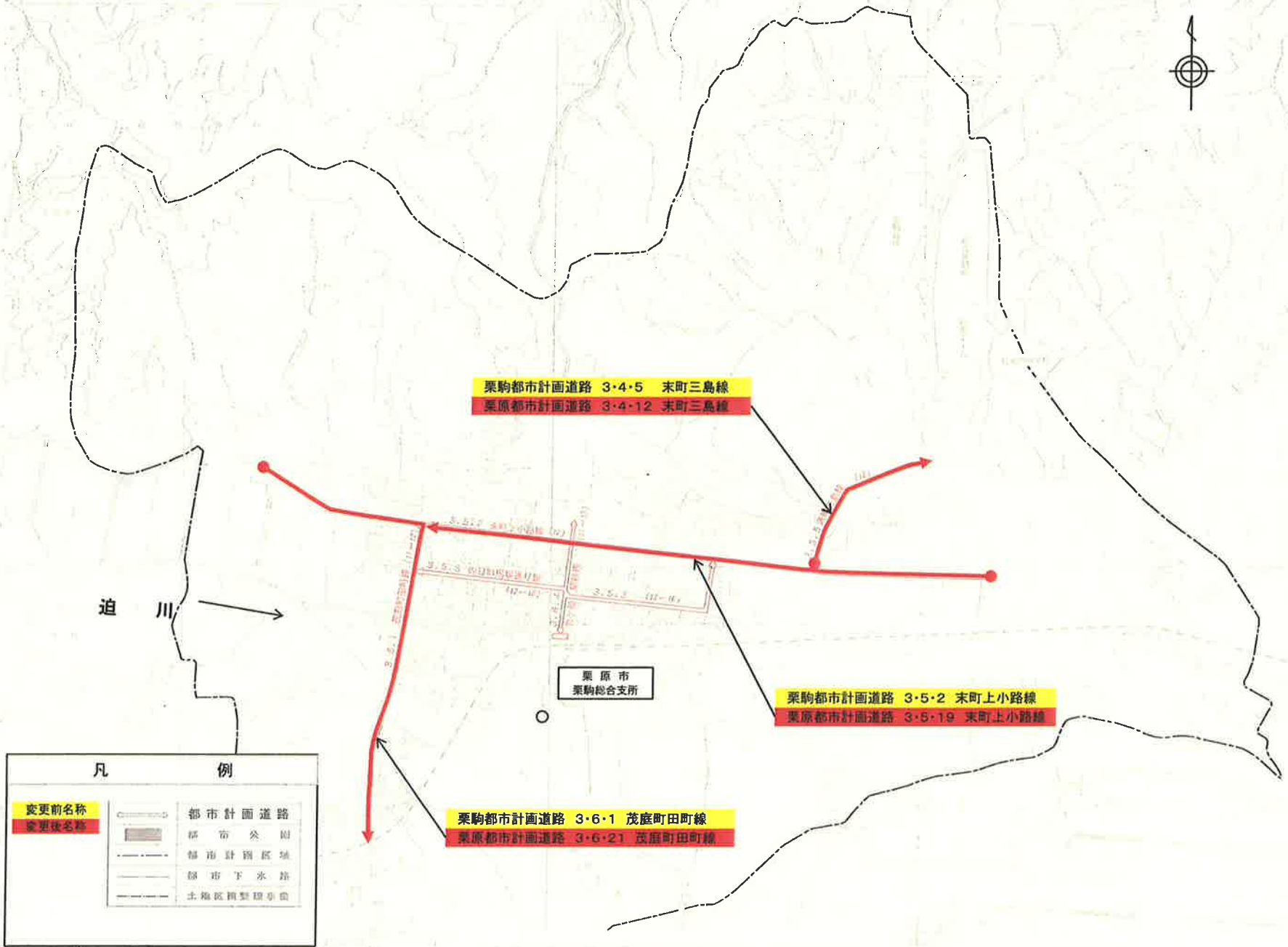


# 栗駒都市計画図



## 栗駒都市計画道路

### 築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画道路の変更 (栗原市、登米市)



迫川

栗原市  
栗駒総合支所

凡 例	
変更前名称	都市計画道路
変更後名称	都市公園
	都市計画区域
	都市下水路
	土地区画整理事業

### 築館都市計画公園の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

### 築館都市計画公園の変更（宮城県決定）

築館都市計画公園の名称を次のように変更する。

変 更 前	変 更 後
築館都市計画公園 5・6・1 荒田沢公園	栗原都市計画公園 5・6・1 築館総合運動公園

「区域は計画図表示のとおり」

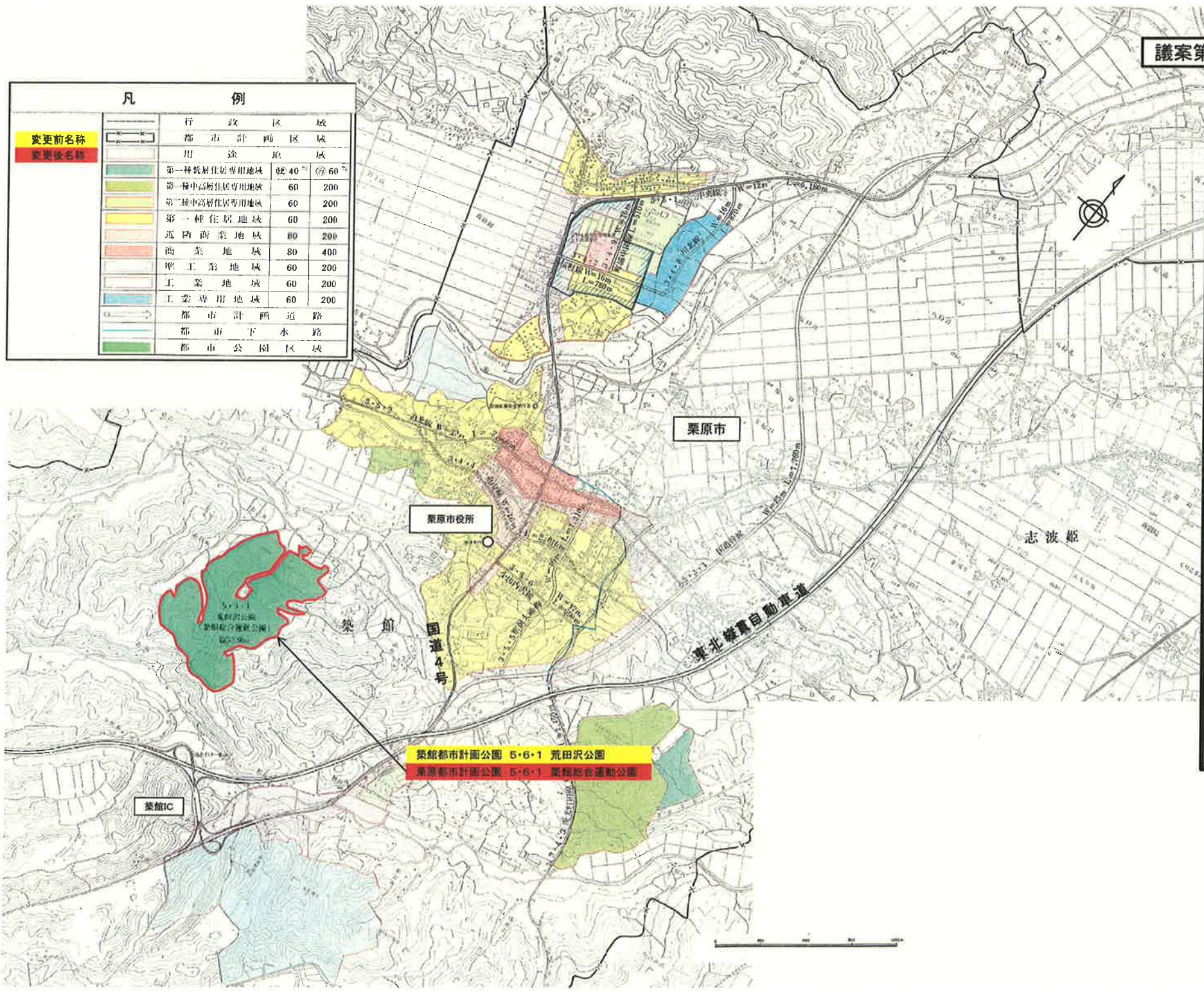
#### 理 由

都市計画区域の再編に伴い、築館都市計画区域を栗原都市計画区域に変更するため、都市計画公園の名称変更を行うもの。



築館都市計画公園の変更(栗原市)

凡 例	
変更前名称	行政区域
変更後名称	都市計画区域
	用途地域
	第一種低層住居専用地域 容積率 40% 高さ 60%
	第一種中高層住居専用地域 60 200
	第二種中高層住居専用地域 60 200
	第一種住居地域 60 200
	近隣商業地域 80 200
	商業地域 80 400
	準工業地域 60 200
	工業地域 60 200
	工業専用地域 60 200
	都市計画道路
	都市下水道
	都市公園区域



築館都市計画公園 5・6・1 荒田沢公園  
 栗原都市計画公園 5・6・1 築館総合運動公園

## 鶯沢都市計画区域の廃止

(宮城県決定)

### 鶯沢都市計画区域の廃止について

根拠条文：都市計画法第5条第6項において準用する

同条第3項

都市計画案：別紙のとおり

鶯沢都市計画区域を次のように廃止する。

- 1 都市計画区域の名称  
鶯沢都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
なし
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域  
鶯沢都市計画区域の全部

#### 4 廃止の理由

当該区域は平安時代に発見された細倉鉱山を有し、かつては「日本有数の鉛、亜鉛の鉱山」として栄え、産業の発展とともに、人口が増加し、都市化が進んだことから昭和26年に都市計画区域を指定し、計画的な市街地形成を進めてきた。

その後、鉱山最盛期の昭和30年には人口のピークを迎えたが、昭和62年の閉山に伴い、人口流出が続いて現在に至っている。

今回、都市計画基礎調査を実施した結果、当該区域は旧町単位で都市計画区域の指定要件に合致せず、開発圧力も無いと判断した。また、他法令の規制状況などを勘案すると無秩序な開発が進む可能性は低いと判断した。

よって、当該都市計画区域は一体の都市として整備、開発及び保全を図るべき区域として存続する必要性が認められないため、都市計画区域を廃止するもの。

位置図

区域図

鶯沢都市計画区域の廃止（栗原市）

都市計画区域を廃止する区域 約1,171ha

広域栗原圏

鶯沢都市計画区域  
1,171ha

凡	例
	市調整区域及び市街化区域
	市街化区域を定めていない区域
	用途地域を定めている区域
	左記以外区域
	都市計画区域
	主要県立都市公園
	広域公園
	国立及び国定公園
	県立自然公園
	一般国道
	高規格幹線道路（供用済）
	一般有料道路（供用済）
	（計画中又は整備中）
	高規格幹線道路（計画中又は整備中）
	一般有料道路（計画中又は整備中）
	又はジャンクション
	インターチェンジ
	郡市界
	市界
	都市計画区域を廃止する区域

凡	例
	都市計画区域
	街路計画決定路線
	都市公園
	都市計画区域を廃止する区域
	国道

0.0 2.5 5.0 7.5 10.0 km  
1:200000

この地図は、国土院院長の承認を得て、国院発行の二十万分の一縮尺図を基に作成したものである。（承認番号：平20第11号）

鶯沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

鶯沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
(宮城県決定)

鶯沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 鶯沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
廃止する

2 変更の理由

鶯沢都市計画区域の廃止に伴い、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
を廃止する。

鶯沢都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

鶯沢都市計画道路の変更（宮城県決定）

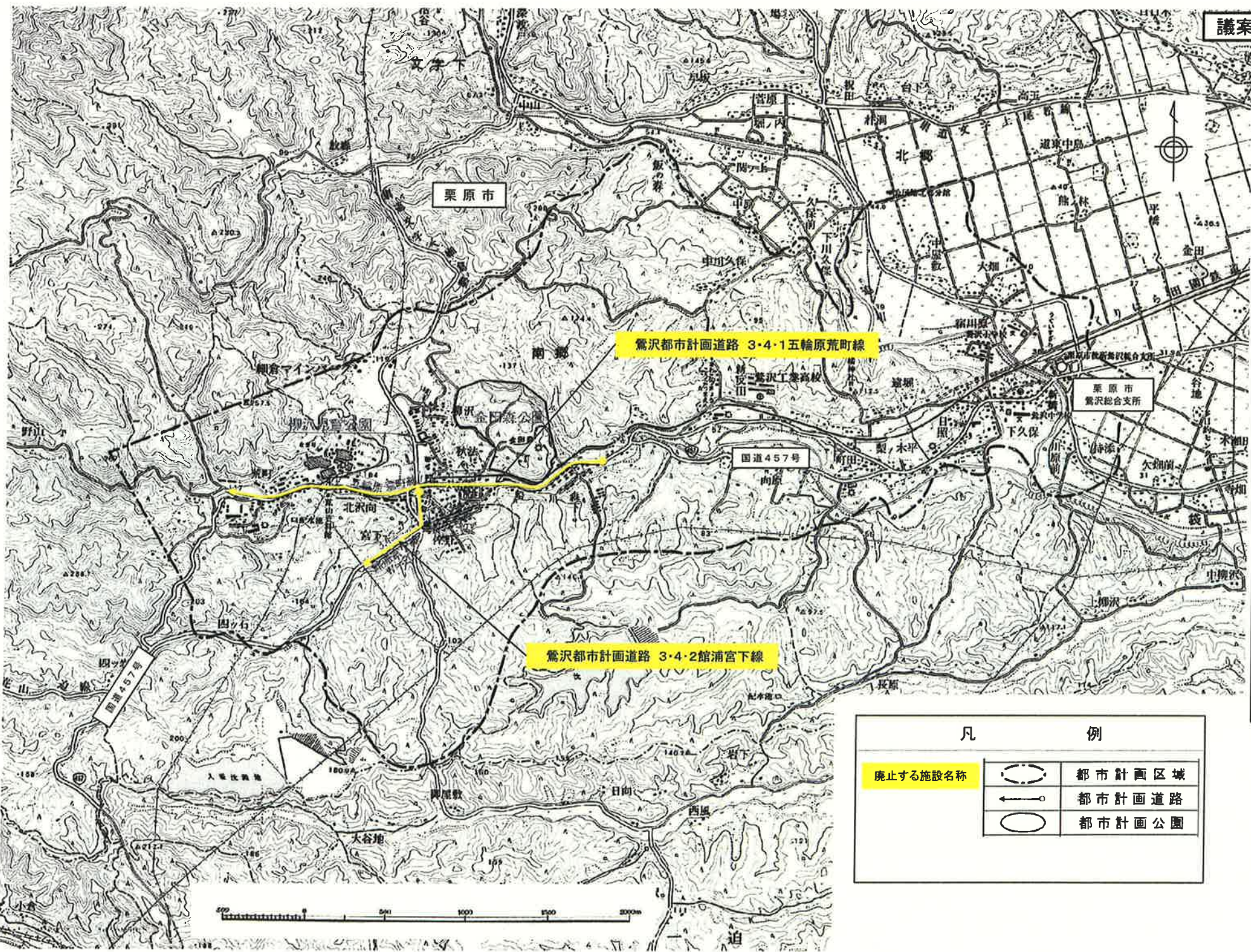
鶯沢都市計画道路3・4・1号五輪原荒町線及び3・4・2号館浦宮下線を廃止する。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

鶯沢都市計画区域の廃止に伴い、都市計画道路を廃止するもの。

鶯沢都市計画道路の変更(栗原市)



凡		例	
廃止する施設名称			都市計画区域
			都市計画道路
			都市計画公園

鶯沢都市計画公園の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画法案：別紙のとおり

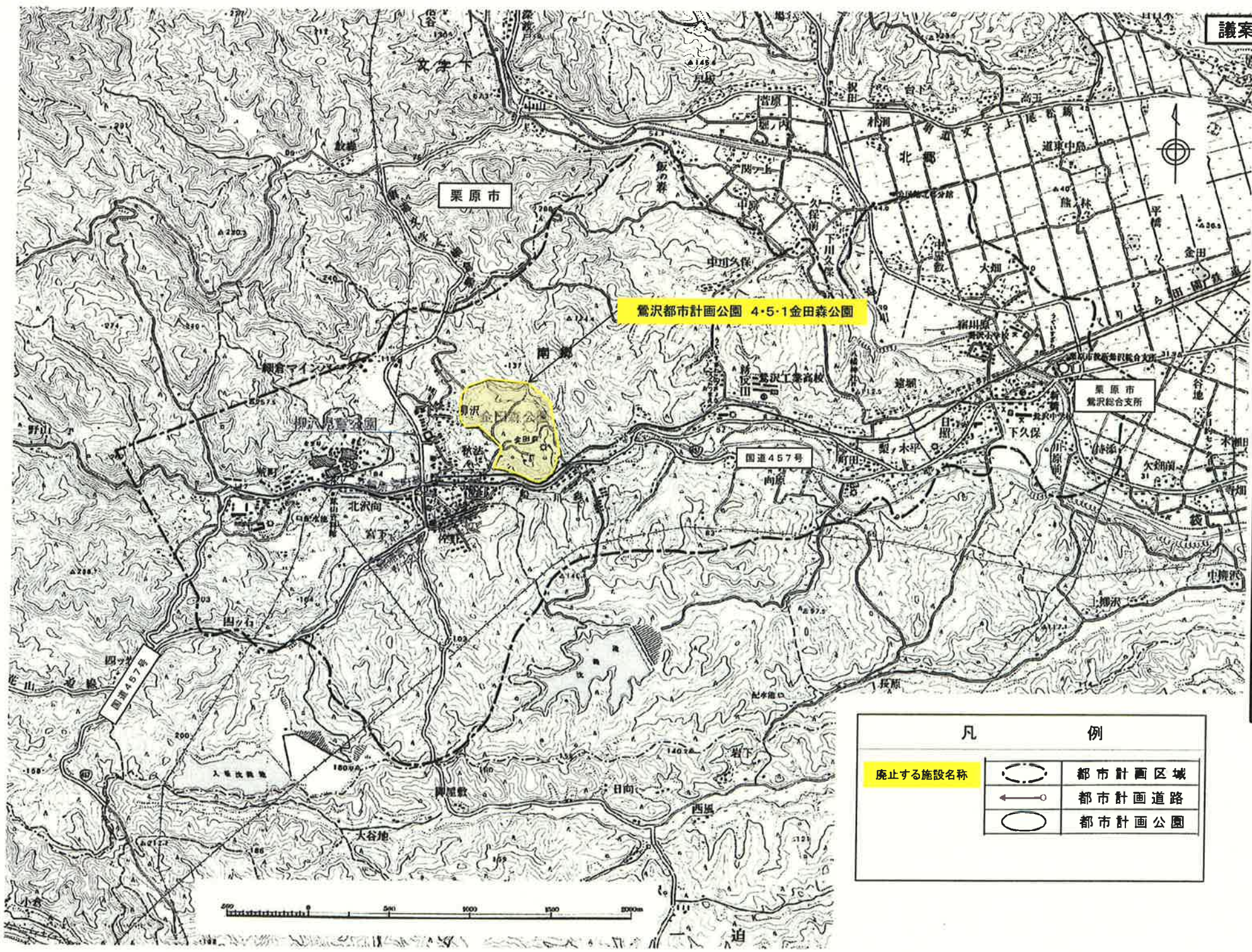
鶯沢都市計画公園4・5・1金田森公園を廃止する。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

鶯沢都市計画区域の廃止に伴い、都市計画公園を廃止するもの。

鶯沢都市計画公園の変更(栗原市)



凡 例							
廃止する施設名称	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>都市計画区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画道路</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園</td> </tr> </table>		都市計画区域		都市計画道路		都市計画公園
	都市計画区域						
	都市計画道路						
	都市計画公園						



築館都市計画，若柳都市計画，栗駒都市計画  
及び鶯沢都市計画下水道の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する  
同法第18条第1項  
都市計画案：別紙のとおり

築館都市計画，若柳都市計画，栗駒都市計画  
及び鶯沢都市計画下水道の変更（宮城県決定）

築館都市計画，若柳都市計画，栗駒都市計画迫川流域下水道を栗原都市計画迫川流域下水道に名称を改め，「2. 排水区域」の名称を次のように変更し，鶯沢都市計画迫川流域下水道を廃止する。

2. 排水区域

変更前	変更後
<b>築館</b> 都市計画栗原市流域関連公共下水道 <b>若柳</b> 都市計画栗原市流域関連公共下水道	<b>栗原</b> 都市計画栗原市流域関連公共下水道
<b>築館</b> 都市計画栗原市流域関連特定環境保全公共下水道 <b>若柳</b> 都市計画栗原市流域関連特定環境保全公共下水道 <b>栗駒</b> 都市計画栗原市流域関連特定環境保全公共下水道	<b>栗原</b> 都市計画栗原市流域関連特定環境保全公共下水道
<b>若柳</b> 都市計画登米市流域関連特定環境保全公共下水道	<b>栗原</b> 都市計画登米市流域関連特定環境保全公共下水道
鶯沢都市計画栗原市流域関連特定環境保全公共下水道	今回廃止

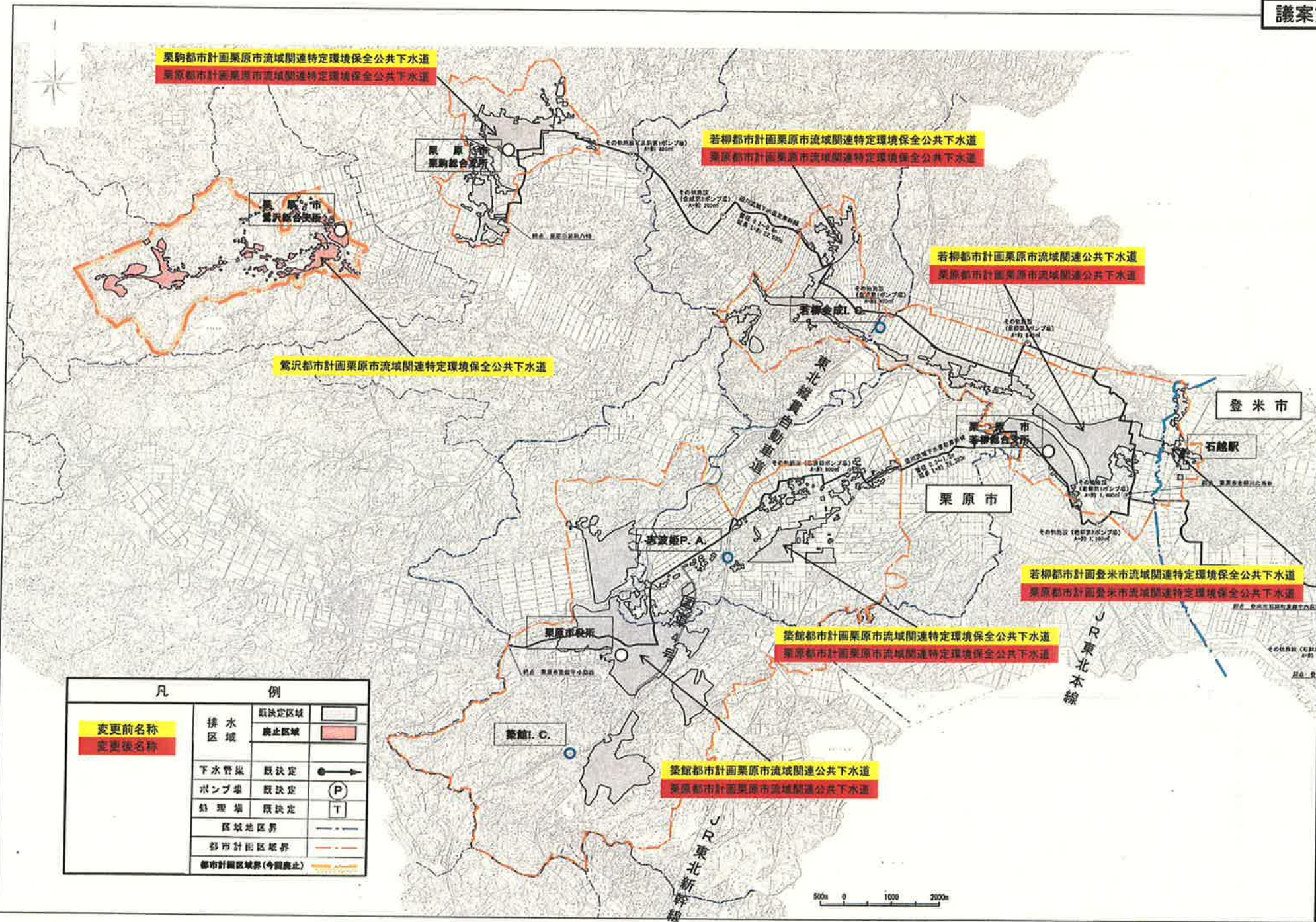
「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画区域の再編に伴い，築館都市計画区域，若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域を栗原都市計画区域に変更することにより接続する下水道の名称変更を行うもの。

また，鶯沢都市計画区域が廃止されることにより接続する下水道を廃止するもの。

築館都市計画、若柳都市計画、栗駒都市計画及び鶯沢都市計画  
 下水道の変更（栗原市、登米市）



凡		例	
変更前名称 変更後名称	排水区域	既決定区域	
		廃止区域	
	下水管渠	既決定	
	ポンプ場	既決定	
	処理場	既決定	
	区域地区界		
	都市計画区域界		
	都市計画区域界(今回廃止)		

古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鹿島台都市計画区域、鳴子都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の変更について

根拠条文：都市計画法第5条第6項において準用する

同条第3項

都市計画案：別紙のとおり

古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鹿島台都市計画区域、鳴子都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の変更

(宮城県決定)

古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鹿島台都市計画区域、鳴子都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域を次のように変更する。

- 1 都市計画区域の名称  
大崎広域都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
なし
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域  
なし

#### 4 変更の理由

大崎圏域の都市計画区域は平成11年3月の鹿島台都市計画区域の変更を最後にその後は大きな変更は無く、多くの都市計画区域が昭和40年代の変更を最後に見直しは行われていなかった。

一方、本圏域では市町村合併の進展に伴い、平成15年4月に加美町が誕生し、平成18年1月に美里町、平成18年3月には大崎市が誕生し、市町村合併が進展した。

この結果、一つの市町内に複数の都市計画区域が存在したまま、農業振興地域の整備に関する法律など、土地利用の規制に関する関連法との調整を逐次行いながら、適正な土地利用の配置、規制・誘導を行い、必要な都市施設についても整備を行ってきたところである。

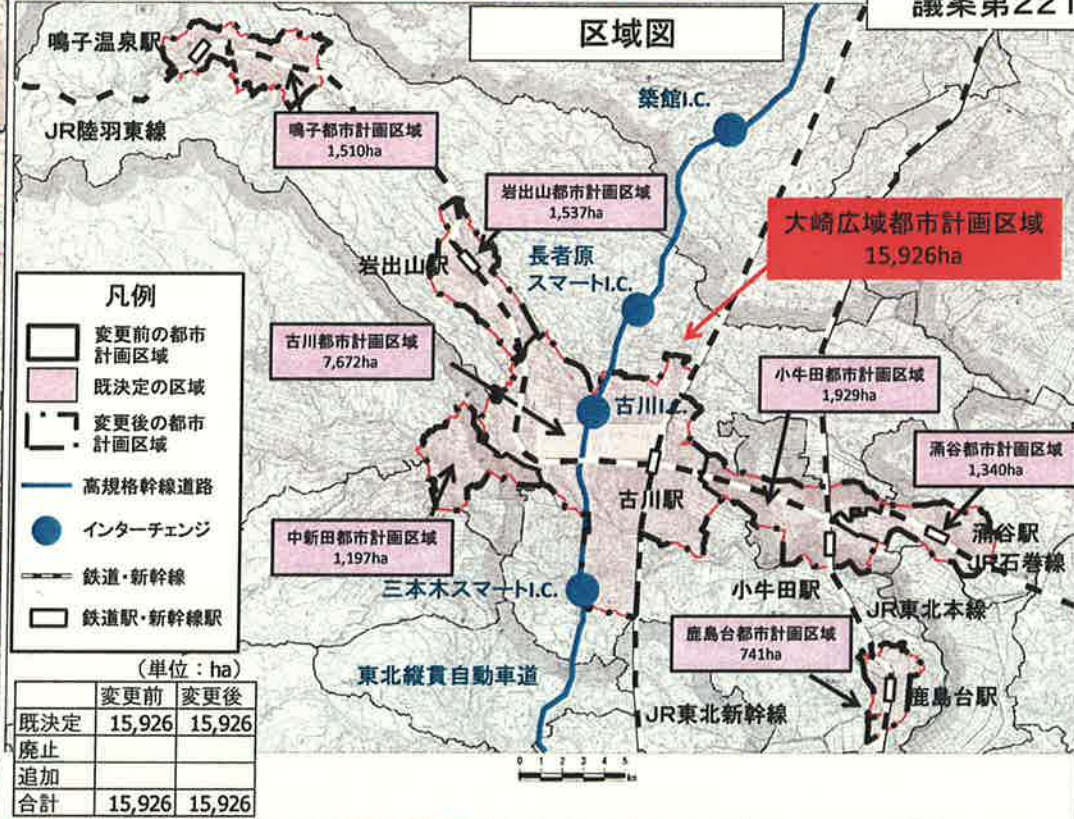
今回、市街地の広がりや住民の生活圏域などを考慮し、今後の都市活動に必要な土地や施設が、相当程度充足できる範囲を検討したところ、各都市計画区域が一体の都市として整備、開発及び保全する必要があると考えられるため、都市計画区域を統合し、1つの都市計画区域として指定するものである。

位置図



議案第2217号

区域図



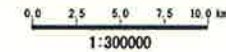
- 凡例
- 変更前の都市計画区域
  - 既決定の区域
  - 変更後の都市計画区域
  - 高規格幹線道路
  - インターチェンジ
  - 鉄道・新幹線
  - 鉄道駅・新幹線駅

(単位: ha)

	変更前	変更後
既決定	15,926	15,926
廃止		
追加		
合計	15,926	15,926

古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鹿島台都市計画区域、鳴子都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の変更（大崎市、加美町、美里町、涌谷町）

凡	例
	都市計画区域を変更する区域
	都市計画区域
	都市計画区域
	左記以外区域
	主要県立都市公園
	広域公園
	国立及び国定公園
	県立自然公園
	一般国道
	高規格幹線道路（供用済）
	一般有料道路（計画中又は整備中）
	高規格幹線道路（計画中又は整備中）
	インターチェンジ又はジャンクション
	郡市界
	市界
	村界



「この地図は、国土院の委託を受けて、国土地理院の二十万分の一縮尺図を基に作成したものである。（平成11年）」

古川都市計画区域，岩出山都市計画区域，鹿島台都市計画区域，鳴子都市計画区域，中新田都市計画区域，小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

古川都市計画区域，岩出山都市計画区域，鹿島台都市計画区域，鳴子都市計画区域，中新田都市計画区域，小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更  
(宮城県決定)

古川都市計画区域，岩出山都市計画区域，鹿島台都市計画区域，鳴子都市計画区域，中新田都市計画区域，小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 大崎広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

別添のとおり

2 変更の理由

都市計画区域の見直しに伴い，新たな都市計画区域を対象として，「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（以下「都市計画基本方針」という。）を見直すものである。

また，広域的観点から旧市町の各都市機能の役割分担と連携を行って，合理的に都市計画を進め，合併新市町における総合計画，国土利用計画等基本構想の内容を踏まえると共に，「宮城の将来ビジョン」（宮城県：平成19年3月策定）に掲げる「富県宮城」あるいは「コンパクトなまちづくり」の実現を視野に入れて，人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な都市を形成するために都市計画基本方針を見直すものである。

鳴子都市計画風致地区の変更  
(宮城県決定)

鳴子都市計画風致地区の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する  
同法第18条第1項

都市計画法案：別紙のとおり

鳴子都市計画風致地区の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
鳴子都市計画風致地区	大崎広域都市計画風致地区

「位置及び区域は計画図表示のとおり」




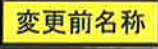

理由

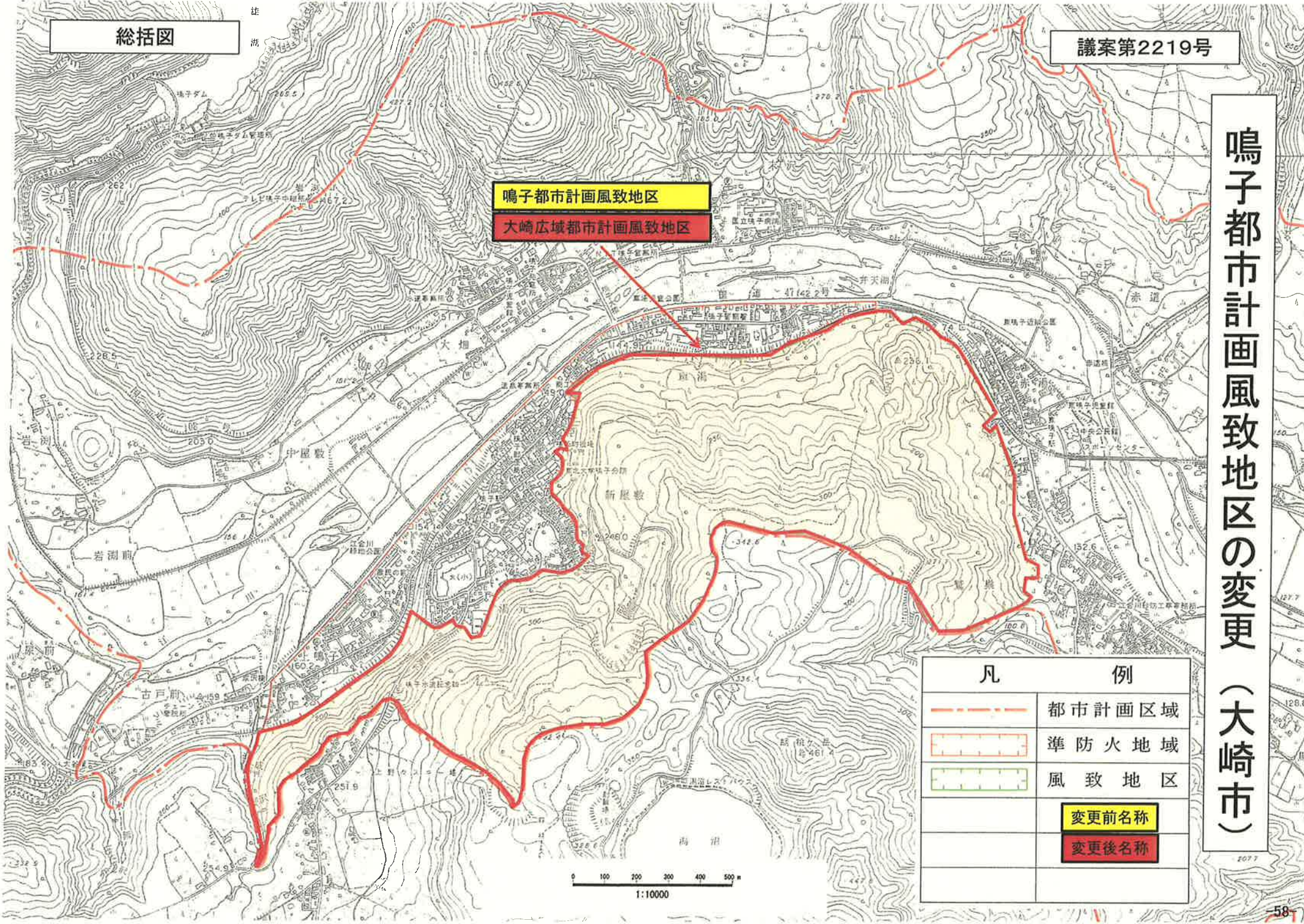
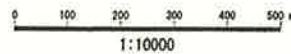
都市計画区域の再編に伴い、古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鳴子都市計画区域、鹿島台都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域を大崎広域都市計画区域に変更するため、風致地区の名称変更を行うもの。

鳴子都市計画風致地区の変更（大崎市）

鳴子都市計画風致地区

大崎広域都市計画風致地区

凡	例
	都市計画区域
	準防火地域
	風致地区
	 変更前名称
	 変更後名称



古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、  
 中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画  
 道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画法案：別紙のとおり

古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、  
 小牛田都市計画及び涌谷都市計画道路の変更（宮城県決定）

古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画  
 及び涌谷都市計画道路の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
古川都市計画道路3・2・1号米袋荒谷線	大崎広域都市計画道路3・2・1号米袋荒谷線
古川都市計画道路3・4・2号鶴ヶ埵新田線	大崎広域都市計画道路3・4・2号鶴ヶ埵新田線
古川都市計画道路3・4・3号中央線	大崎広域都市計画道路3・4・3号古川中央線
古川都市計画道路3・4・4号李埵飯川線	大崎広域都市計画道路3・4・4号李埵飯川線
古川都市計画道路3・5・7号大崎大通線	大崎広域都市計画道路3・5・7号大崎大通線
古川都市計画道路3・5・12号並柳福浦線	大崎広域都市計画道路3・5・12号並柳福浦線
古川都市計画道路3・5・14号駅前2号線	大崎広域都市計画道路3・5・14号駅前2号線
古川都市計画道路3・2・16号鶴ヶ埵沖稲葉線	大崎広域都市計画道路3・2・16号鶴ヶ埵沖稲葉線
古川都市計画道路3・3・51号国道幹線	大崎広域都市計画道路3・3・23号三本木幹線
古川都市計画道路3・5・53号南町館山線	大崎広域都市計画道路3・5・25号南町館山線
古川都市計画道路3・5・54号北町中央線	大崎広域都市計画道路3・5・26号北町中央線
古川都市計画道路3・5・55号新町萱刈線	大崎広域都市計画道路3・5・27号新町萱刈線
岩出山都市計画道路3・3・1号国道幹線	大崎広域都市計画道路3・3・33号岩出山幹線
岩出山都市計画道路3・4・3号通丁南町通り線	大崎広域都市計画道路3・4・35号通丁南町通り線
岩出山都市計画道路3・4・4号東川原森線	大崎広域都市計画道路3・4・36号東川原森線
岩出山都市計画道路3・4・6号上川原要害線	大崎広域都市計画道路3・4・38号上川原要害線
鹿島台都市計画道路3・4・1号鹿島台駅前線	大崎広域都市計画道路3・4・28号鹿島台駅前線
鹿島台都市計画道路3・5・2号鹿島台大通り線	大崎広域都市計画道路3・5・29号鹿島台大通り線
中新田都市計画道路3・4・1号田川平柳線	大崎広域都市計画道路3・4・101号田川平柳線
中新田都市計画道路3・4・2号色麻下多田川線	大崎広域都市計画道路3・4・102号色麻下多田川線
中新田都市計画道路3・5・3号並柳菜切谷線	大崎広域都市計画道路3・5・103号並柳菜切谷線
中新田都市計画道路3・5・4号田川高川線	大崎広域都市計画道路3・4・104号田川高川線
小牛田都市計画道路3・3・1号南小牛田北浦線	大崎広域都市計画道路3・3・201号南小牛田北浦線
小牛田都市計画道路3・4・2号彰堂線	大崎広域都市計画道路3・4・202号彰堂線
小牛田都市計画道路3・4・3号新町小牛田停車場線	大崎広域都市計画道路3・4・203号新町小牛田停車場線
小牛田都市計画道路3・4・4号石巻酒田線	大崎広域都市計画道路3・4・204号石巻酒田線
小牛田都市計画道路3・5・5号小牛田停車場松山線	大崎広域都市計画道路3・5・205号小牛田停車場松山線
小牛田都市計画道路3・4・7号駒米線	大崎広域都市計画道路3・4・207号駒米線
小牛田都市計画道路3・6・9号素山化粧坂線	大崎広域都市計画道路3・6・209号素山化粧坂線
小牛田都市計画道路3・2・10号関根線	大崎広域都市計画道路3・2・210号関根線
涌谷都市計画道路3・3・1号中島砂田線	大崎広域都市計画道路3・3・301号中島砂田線
涌谷都市計画道路3・3・2号砂田黄金線	大崎広域都市計画道路3・4・302号砂田黄金線
涌谷都市計画道路3・3・4号本町下築線	大崎広域都市計画道路3・4・304号本町下築線
涌谷都市計画道路3・3・5号涌谷大通線	大崎広域都市計画道路3・4・305号涌谷大通線

「区域は計画図表示のとおり」

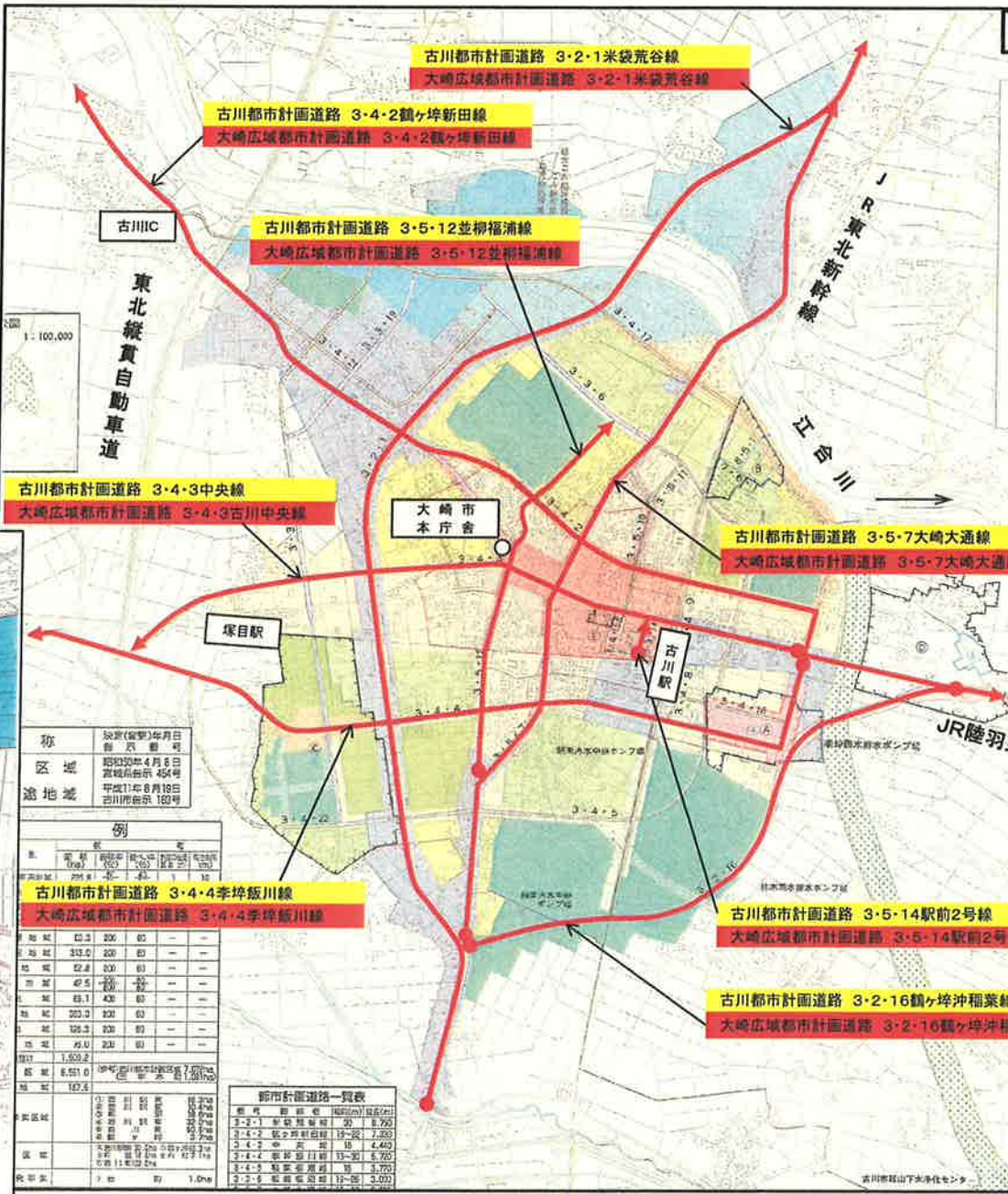
理 由

都市計画区域の再編に伴い、古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鹿島台都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域を大崎広域都市計画区域に変更するため、名称変更を行うもの。



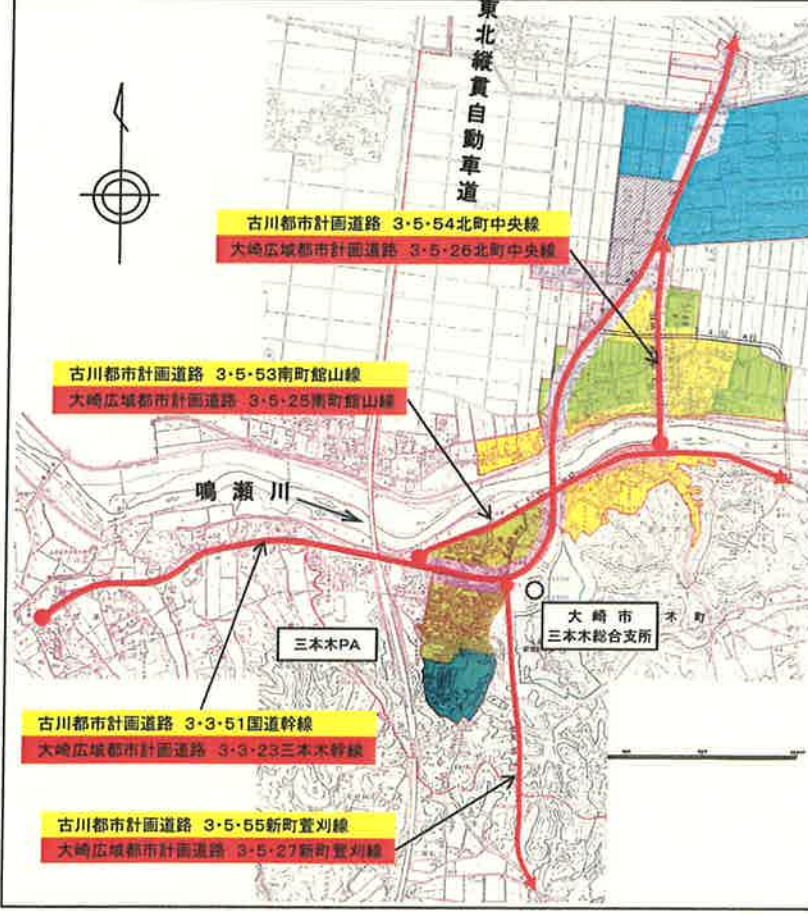
古川都市計画道路

古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画道路の変更（大崎市、加美町、美里町、涌谷町）



凡 例

変更前名称	変更後名称	種別	幅員	用途
第1種市街地	第1種市街地	道路	4m	15m
第2種市街地	第2種市街地	道路	4m	15m
第3種市街地	第3種市街地	道路	4m	15m
第1種市街地	第1種市街地	道路	4m	15m
第2種市街地	第2種市街地	道路	4m	15m
第3種市街地	第3種市街地	道路	4m	15m
市街地	市街地	道路	4m	15m
市街地	市街地	道路	4m	15m
市街地	市街地	道路	4m	15m
市街地	市街地	道路	4m	15m
市街地	市街地	道路	4m	15m
市街地	市街地	道路	4m	15m
市街地	市街地	道路	4m	15m
市街地	市街地	道路	4m	15m
市街地	市街地	道路	4m	15m
市街地	市街地	道路	4m	15m



区 画	用途	種別	幅員	用途
3・4・4	市街地	道路	4m	15m
3・4・5	市街地	道路	4m	15m
3・4・6	市街地	道路	4m	15m
3・4・7	市街地	道路	4m	15m
3・4・8	市街地	道路	4m	15m
3・4・9	市街地	道路	4m	15m
3・4・10	市街地	道路	4m	15m
3・4・11	市街地	道路	4m	15m
3・4・12	市街地	道路	4m	15m
3・4・13	市街地	道路	4m	15m
3・4・14	市街地	道路	4m	15m
3・4・15	市街地	道路	4m	15m
3・4・16	市街地	道路	4m	15m
3・4・17	市街地	道路	4m	15m
3・4・18	市街地	道路	4m	15m
3・4・19	市街地	道路	4m	15m
3・4・20	市街地	道路	4m	15m
3・4・21	市街地	道路	4m	15m
3・4・22	市街地	道路	4m	15m
3・4・23	市街地	道路	4m	15m
3・4・24	市街地	道路	4m	15m
3・4・25	市街地	道路	4m	15m
3・4・26	市街地	道路	4m	15m
3・4・27	市街地	道路	4m	15m
3・4・28	市街地	道路	4m	15m
3・4・29	市街地	道路	4m	15m
3・4・30	市街地	道路	4m	15m

岩出山都市計画道路

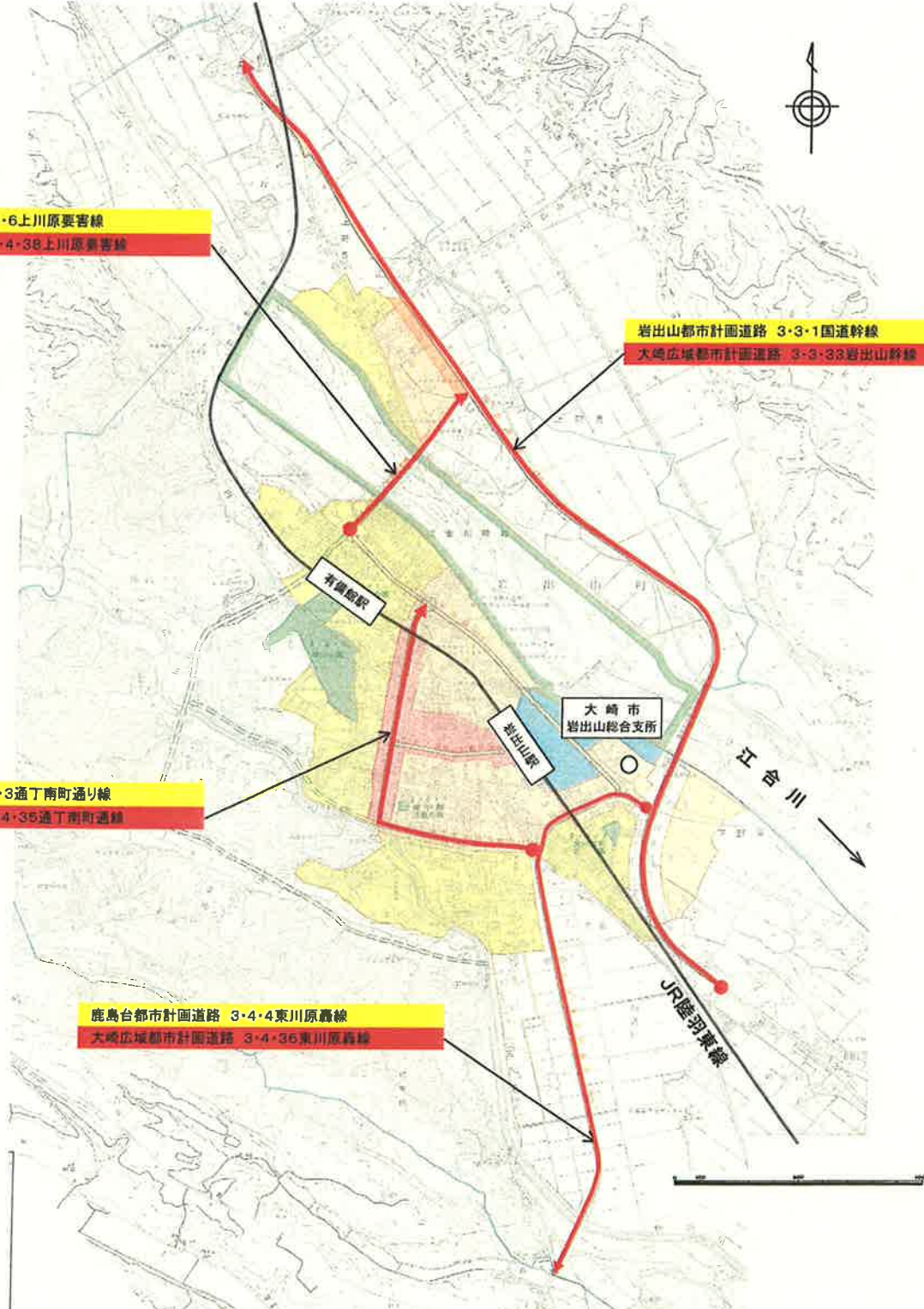
古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画道路の変更（大崎市、加美町、美里町、涌谷町）

岩出山都市計画道路 3・4・6上川原要害線  
大崎広域都市計画道路 3・4・38上川原要害線

岩出山都市計画道路 3・3・1国道幹線  
大崎広域都市計画道路 3・3・32岩出山幹線

岩出山都市計画道路 3・4・3通丁南町通り線  
大崎広域都市計画道路 3・4・35通丁南町通り線

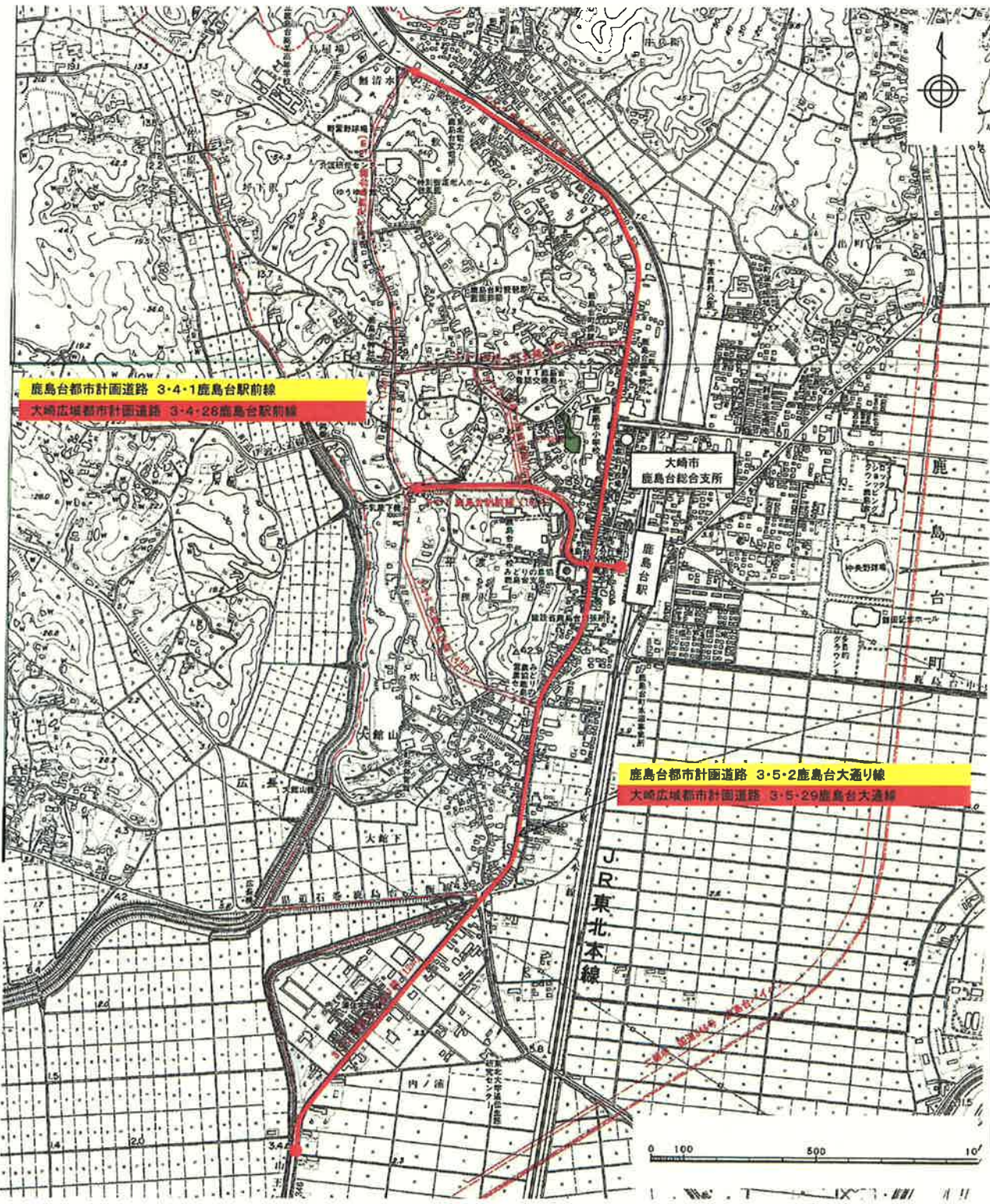
鹿島台都市計画道路 3・4・4東川原轟線  
大崎広域都市計画道路 3・4・36東川原轟線



凡 例	
	都市計画区域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	都市計画道路
	予定線
	公園・緑地
	土地区画整理事業区域
	駅前広場

鹿島台都市計画道路

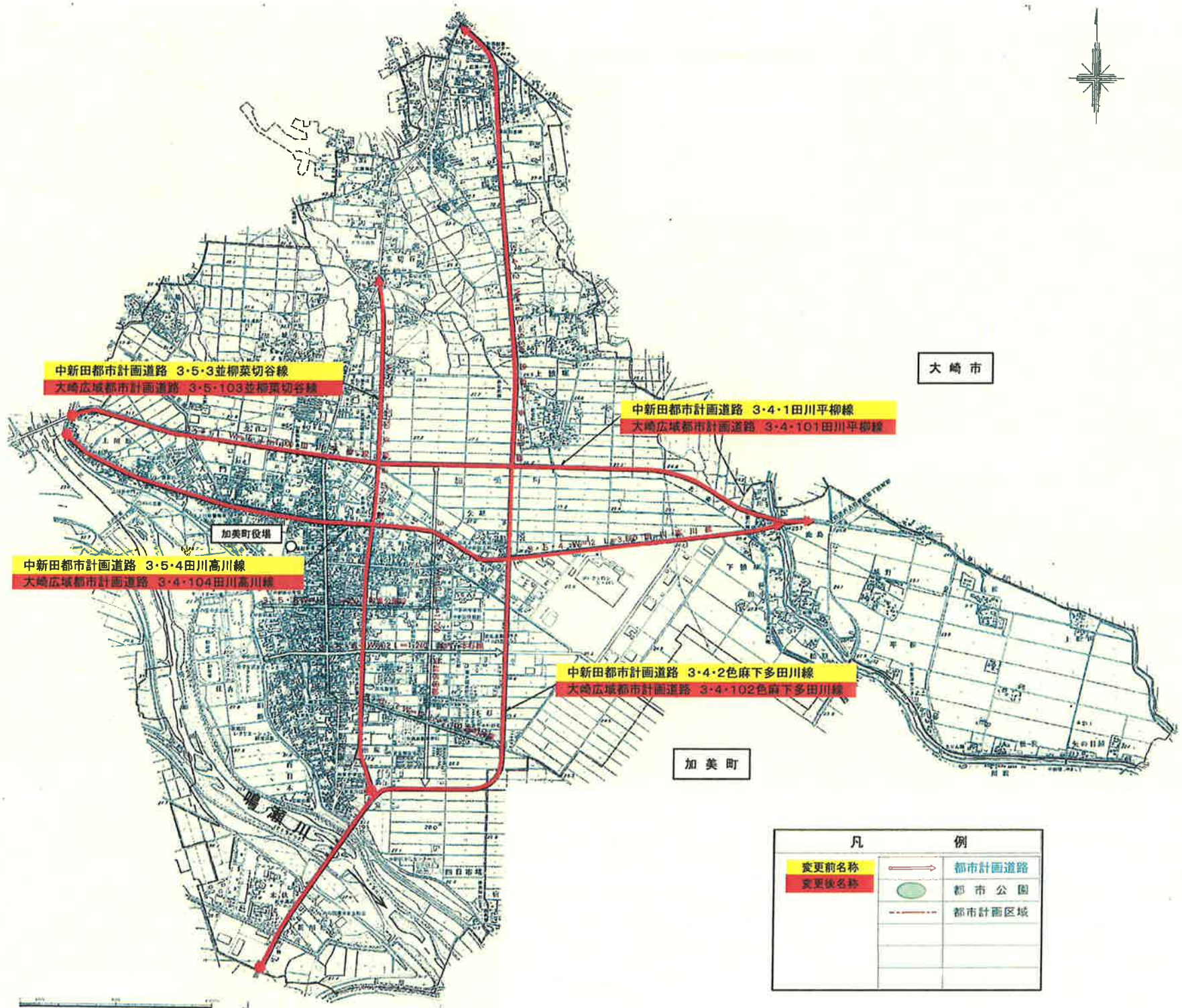
古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画道路の変更(大崎市、加美町、美里町、涌谷町)



凡 例	
変更前名称	都市計画区域
変更後名称	

中新田都市計画道路

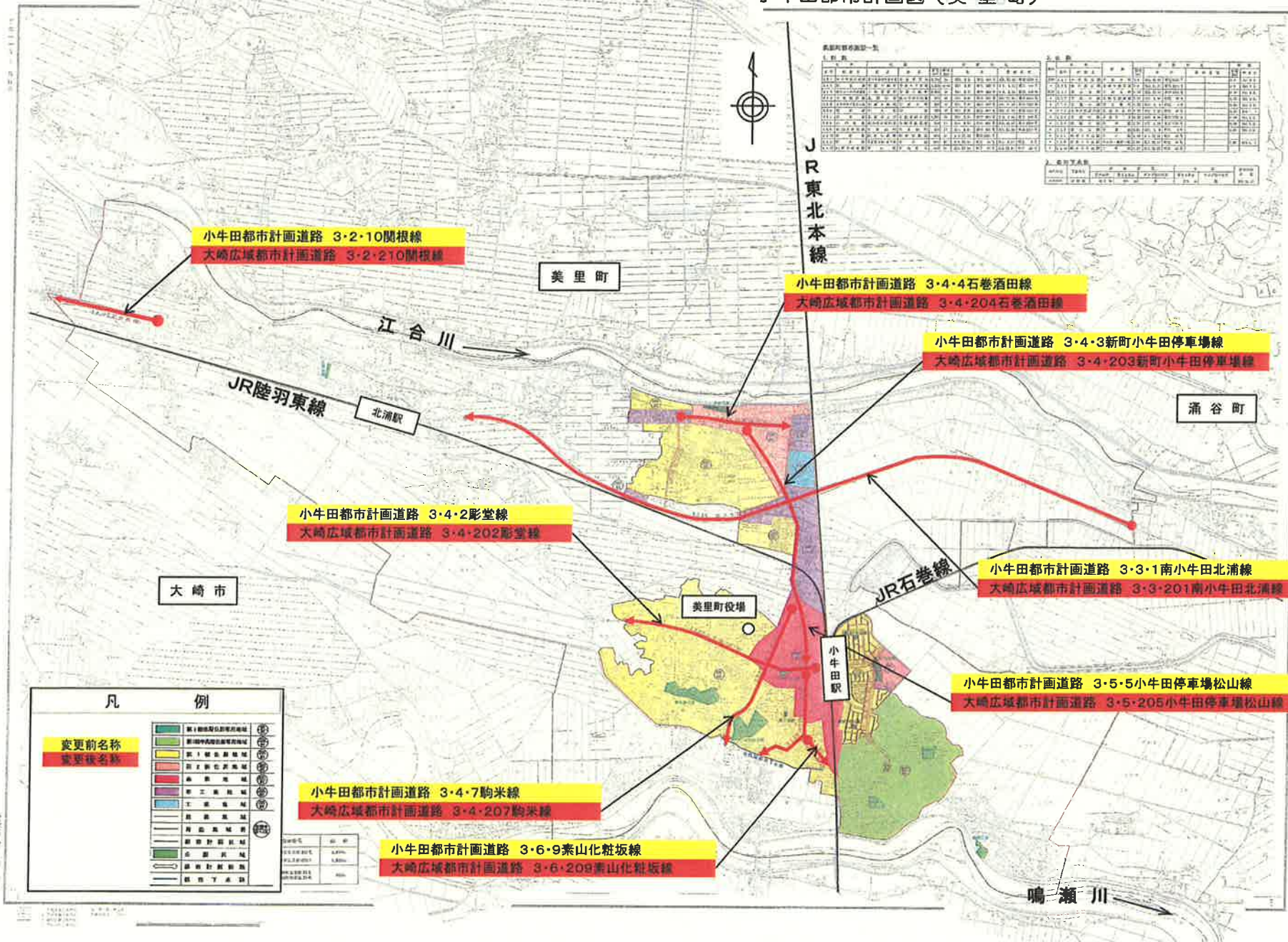
古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画道路の変更（大崎市、加美町、美里町、涌谷町）



小牛田都市計画図（美里町）

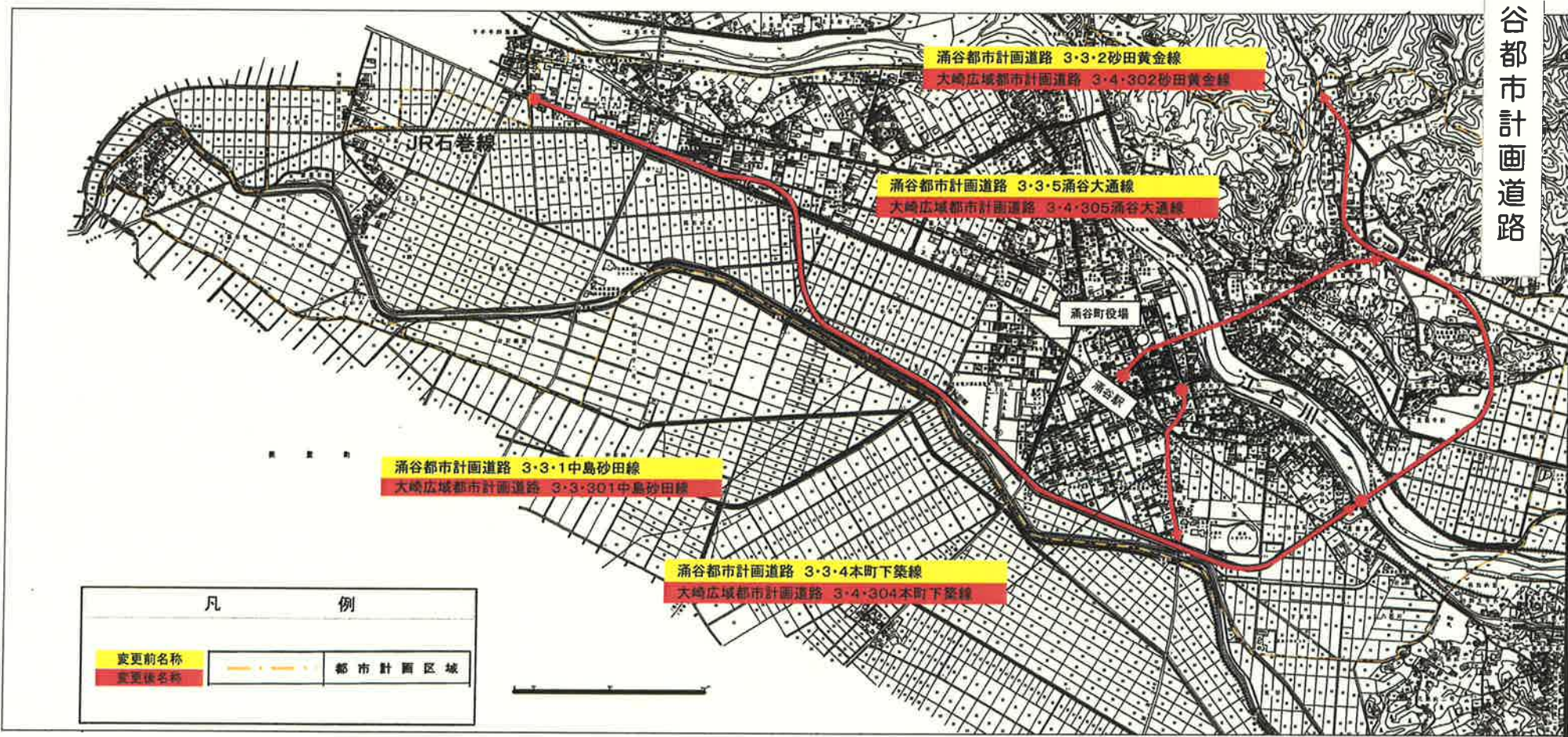
小牛田都市計画道路

古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画道路の変更（大崎市、加美町、美里町、涌谷町）



涌谷都市計画道路

古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画道路の変更（大崎市、加美町、美里町、涌谷町）



古川都市計画公園の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画法案：別紙のとおり

古川都市計画公園の変更（宮城県決定）

古川都市計画公園の名称を次のように変更する。

変 更 前	変 更 後
古川都市計画公園 9・6・1 化女沼公園	大崎広域都市計画公園 9・6・1 化女沼公園
古川都市計画公園 5・5・1 新世紀公園	大崎広域都市計画公園 5・5・1 新世紀公園

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の再編に伴い、古川都市計画区域を大崎広域都市計画区域に変更するため、都市計画公園の名称変更を行うもの。





古川都市計画、岩出山都市計画及び  
中新田都市計画緑地の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画法案：別紙のとおり

古川都市計画、岩出山都市計画及び中新田  
都市計画緑地の変更（宮城県決定）

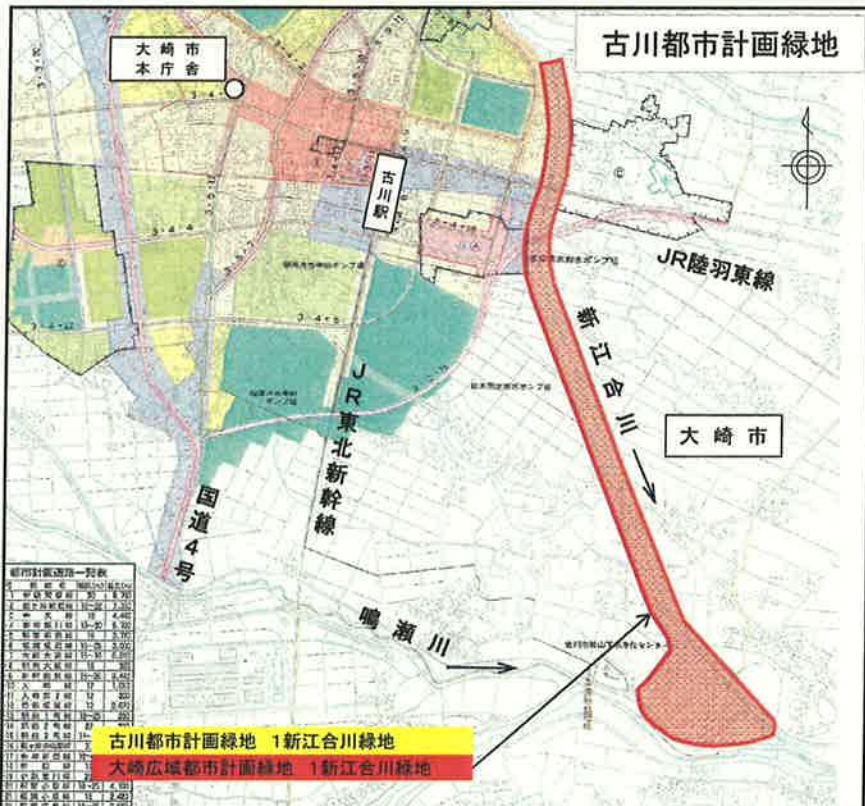
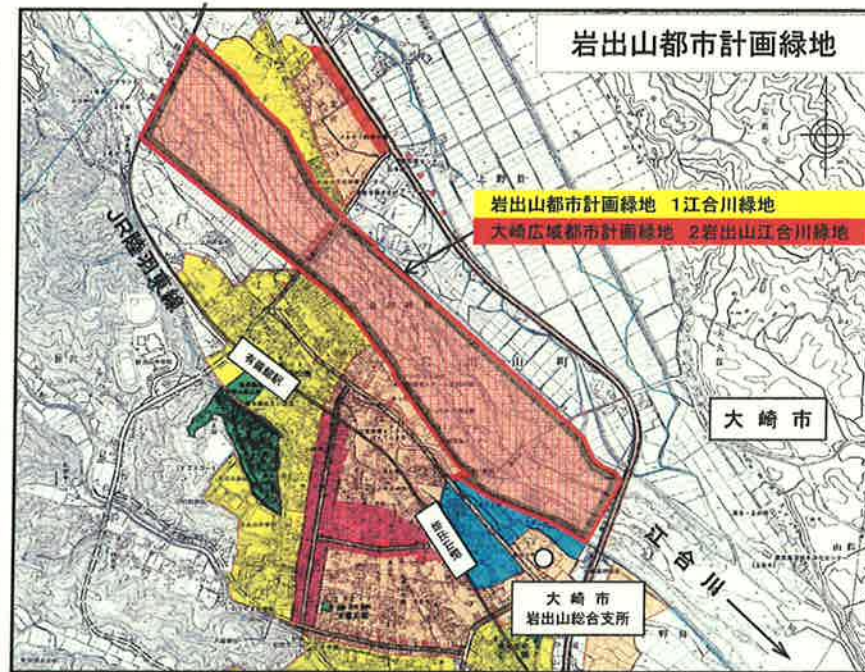
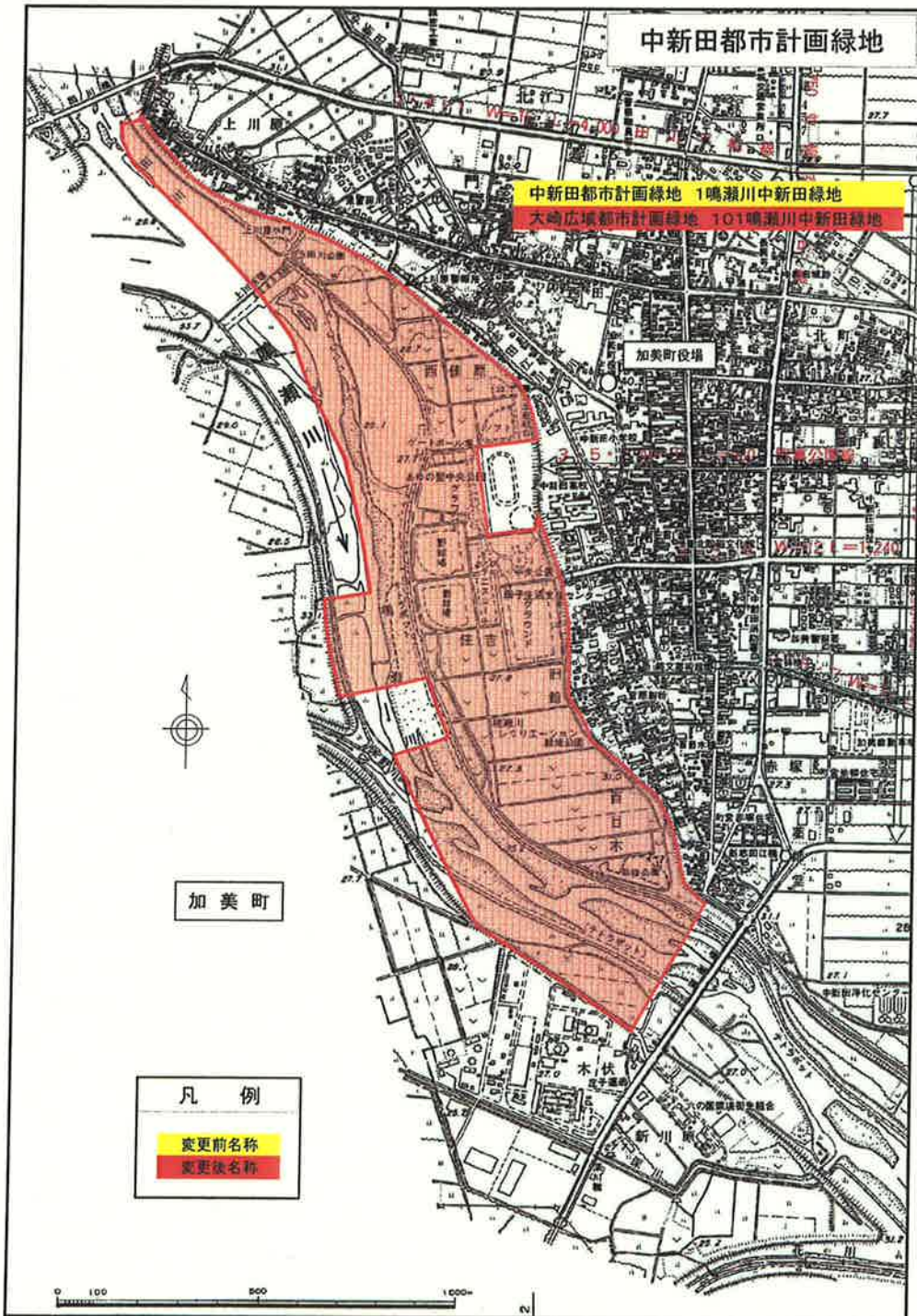
古川都市計画、岩出山都市計画及び中新田都市計画緑地の名称を次のように  
変更する。

変 更 前		変 更 後	
古川都市計画緑地	1 新江合川緑地	大崎広域都市計画緑地	1 新江合川緑地
岩出山都市計画緑地	1 江合川緑地	大崎広域都市計画緑地	2 岩出山江合川緑地
中新田都市計画緑地	1 鳴瀬川中新田緑地	大崎広域都市計画緑地	101 鳴瀬川中新田緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の再編に伴い、古川都市計画区域、岩出山都市計画区域及び  
中新田都市計画区域を大崎広域都市計画区域に変更するため、都市計画緑地  
の名称変更を行うもの。



古川都市計画、岩出山都市計画及び中新田都市計画  
緑地の変更（大崎市、加美町）

古川都市計画古川市古川南土地区画整理事業を大崎広域都市計画大崎市古川南土地区画整理事業に名称を変更する。

古川都市計画土地区画整理事業の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

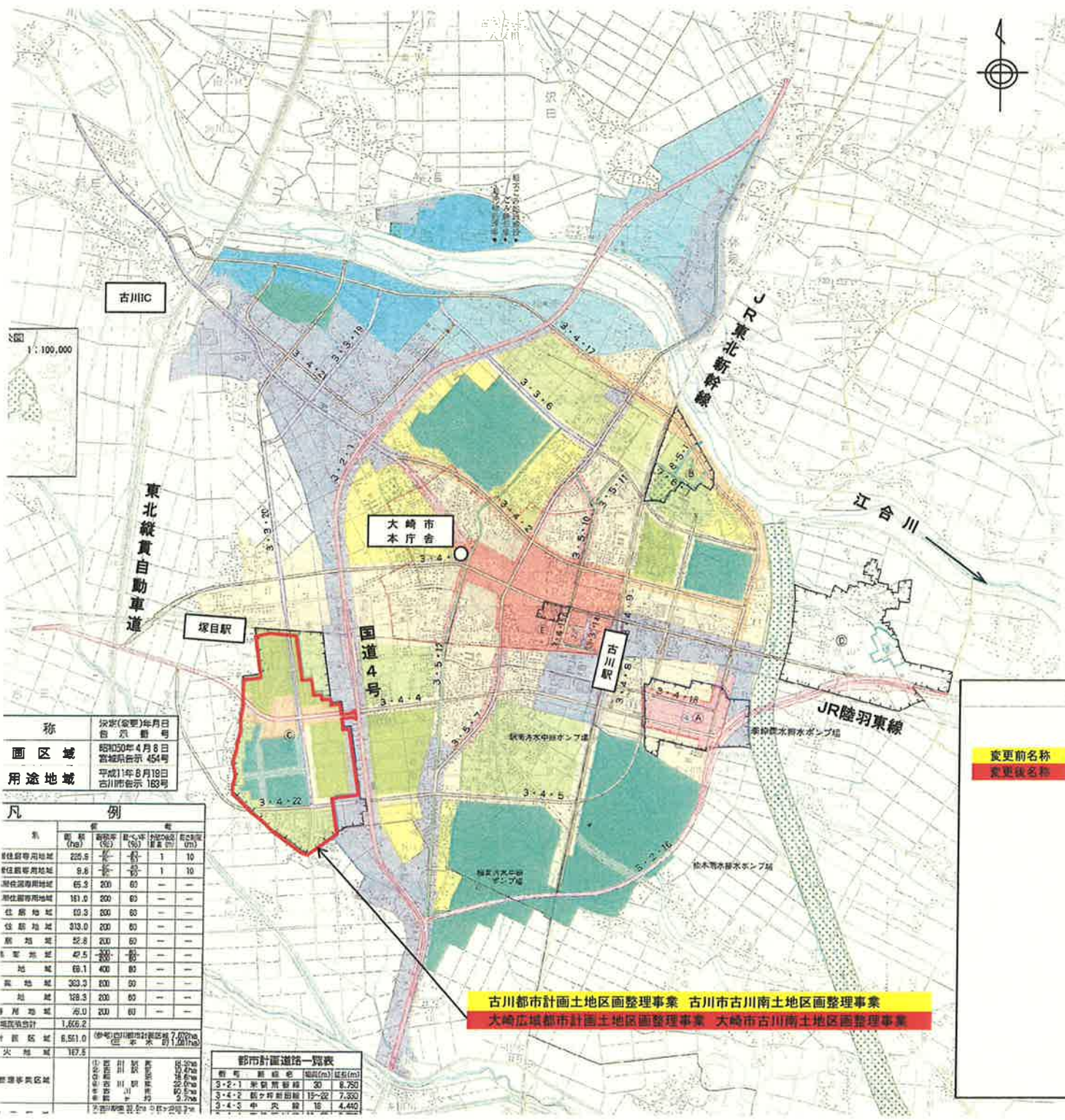
名 称	大崎市古川南土地区画整理事業			
面 積	約90.5ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・4 李埴飯川線	
			3・3・20 稲葉小泉線	
		3・4・22 稲葉塚目線		
上記幹線街路のほかに、区画道路及び特殊道路を配置して交通環境の改善を進め、健全かつ機能的な市街地の形成を図る。				
配 置	公園及び 緑 地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		地区公園及び街区公園を誘致距離を考慮して配置する。 地区全体の公園面積は52,200㎡で施行地区面積の5.8%、計画人口1人当たり3㎡以上を確保する。		
	その他の 公共施設	雨水排水は、各道路に集水規模に必要な排水側溝・ボックスカルバートを布設し、地区内に計画する河川・水路に排水する計画とし、流下方向は、北から南への流下となり、対応しうる河川用地（幅員22~29m）を地区内に確保する。汚水については、公共下水道計画に基づき処理する。		
	宅地の整備	一般住宅地として、街区は南北軸を主体に短辺30m、長辺120~180mを標準とし、宅地規模200~250㎡を設定する。 公共用施設として、小学校・生涯学習センター等の整備を図っていく。 民間の新たな機能の誘致として、商業サービス施設を設定し、地区内のショッピングの核としての整備を図る。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の再編に伴い、古川都市計画区域を大崎広域都市計画区域に変更するため、土地区画整理事業の名称変更を行うもの。

古川都市計画土地地区画整理事業の変更(大崎市)



縮尺 1:100,000

称	決定(変更)年月日 告示番号
画区域	昭和30年4月8日 宮城県告示 454号
用途地域	平成11年8月19日 古川市告示 163号

種別	面積 (ha)	割合 (%)	用途
居住専用地域	225.5	13	1 10
居住兼用地域	9.6	0.6	1 10
居住用途地域	65.3	4.0	60
居住兼用途地域	181.0	11.0	60
住居地域	10.3	0.6	60
住居兼地域	313.0	19.0	60
商業地域	22.8	1.4	60
商業兼地域	42.5	2.6	60
工業地域	69.1	4.2	60
工業兼地域	323.3	19.6	60
雑種地域	128.3	7.7	60
河川用地	75.0	4.5	60
河川用地計	1,656.2	100	

番号	名称	幅員(m)	延長(m)
3・2・1	米原川沿道	30	8,750
3・4・2	新ヶ原沿道	15-20	7,350
3・4・3	中央路	15	4,450

古川都市計画土地地区画整理事業 古川市古川南土地地区画整理事業  
大崎広域都市計画土地地区画整理事業 大崎市古川南土地地区画整理事業

変更前名称	変更後名称	面積 (㎡)	割合 (%)	用途
第1種住居専用地域	第1種住居専用地域	225,500	13.5	10
第2種住居専用地域	第2種住居専用地域	9,600	0.6	10
第1種中密度住居専用地域	第1種中密度住居専用地域	65,300	4.0	60
第2種中密度住居専用地域	第2種中密度住居専用地域	181,000	11.0	60
住居地域	住居地域	10,300	0.6	60
住居兼地域	住居兼地域	313,000	19.0	60
商業地域	商業地域	22,800	1.4	60
商業兼地域	商業兼地域	42,500	2.6	60
工業地域	工業地域	69,100	4.2	60
工業兼地域	工業兼地域	323,300	19.6	60
雑種地域	雑種地域	128,300	7.7	60
河川用地	河川用地	750,000	45.0	60
河川用地計	河川用地計	1,656,200	100	

古川都市計画，鹿島台都市計画及び  
小牛田都市計画下水道の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

古川都市計画，鹿島台都市計画及び小牛田  
都市計画下水道の変更（宮城県決定）

古川都市計画，鹿島台都市計画及び小牛田都市計画鳴瀬川流域下水道を大崎  
広域都市計画鳴瀬川流域下水道に名称を改め，「2. 排水区域」の名称を次のよ  
うに変更する。

2. 排水区域

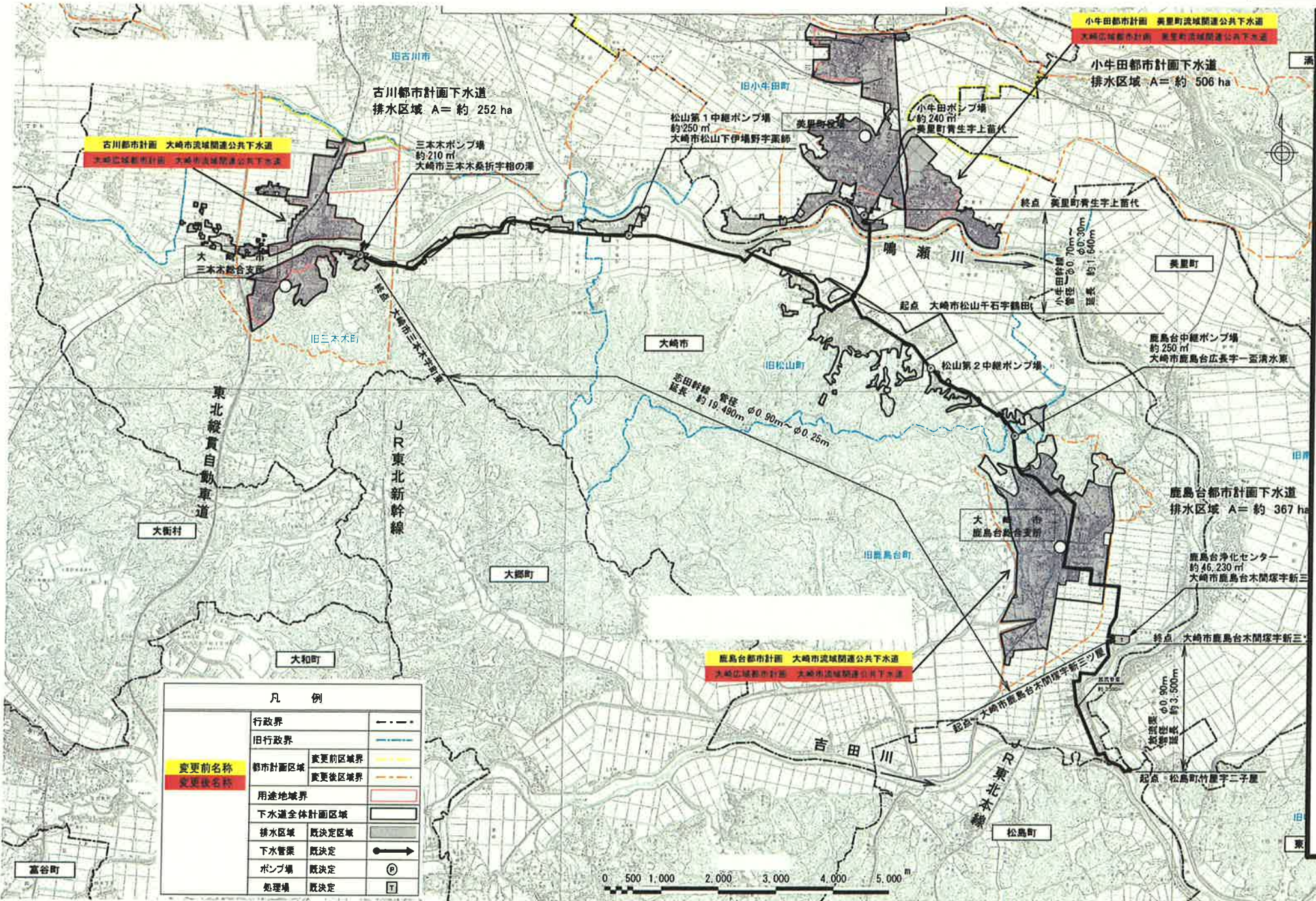
変更前	変更後
鹿島台都市計画大崎市流域関連公共下水道 古川都市計画大崎市流域関連公共下水道	大崎広域都市計画大崎市流域関連公共下水道
小牛田都市計画美里町流域関連公共下水道	大崎広域都市計画美里町流域関連公共下水道

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の再編に伴い，古川都市計画区域，鹿島台都市計画区域及び  
小牛田都市計画区域を大崎広域都市計画区域に変更するため，接続する下水  
道の名称変更を行うもの。

古川都市計画、鹿島台都市計画及び小牛田都市計画  
 下水道の変更（大崎市、美里町）



凡 例		
行政界	---	
旧行政界	---	
変更前名称 変更後名称	都市計画区域 変更前区域界	---
	変更後区域界	---
用途地域界	---	
下水道全体計画区域	---	
排水区域	既定区域	---
下水管渠	既定	→
ポンプ場	既定	⊕
処理場	既定	⊔



大郷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針  
の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

大郷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更  
(宮城県決定)

大郷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 大郷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針  
別添のとおり

2 変更の理由

大郷町における総合計画，国土利用計画等基本構想の内容を踏まえると共に，「宮城の将来ビジョン」（宮城県：平成19年3月策定）に掲げる「富県宮城」あるいは「コンパクトなまちづくり」の実現を視野に入れて，人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な都市を形成するために，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を見直すものである。